

尾張旭市教育委員会（12月）定例会次第

日時 平成30年12月19日(水)  
午後2時

場所 市役所3階 講堂(2)

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告

○ 別紙のとおり

4 付議事件

(1) 第17号議案 尾張旭市教育振興基本計画の改訂について

(2) 第18号議案 平成31年度教育委員会当初予算案に関する意見の申出について

5 その他

6 閉会のあいさつ

○



尾張旭市教育委員会

(平成30年11月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（11月）定例会会議録

1 日 時 平成30年11月28日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所2階 201会議室

3 出席者 教育長 河村 晋  
委員 大川 将史  
委員 大岩 裕泰  
委員 山本 真依子  
委員 堀 祐子

4 出席職員 教育部長 萬谷 久幸  
技監 清水 則昭  
管理指導主事 川本 幸則  
教育行政課長 大津 公男  
学校給食センター所長 鬼頭 純子  
生涯学習課長 坂田 みどり  
図書館長 加藤 博英  
文化スポーツ課長 西尾 哲弥  
指導主事 山下 浩司  
教育行政課長補佐 加藤 貴之  
教育行政課主事補 伊佐治 貴悠

5 傍聴者 1名

6 会議に付した事件

承認第7号 平成30年度一般会計補正予算（12月（3号）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて

承認第8号 平成30年度一般会計補正予算（12月（4号）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて

協議第3号 冬季休業中の学校閉校日について

第16号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	<p>本日の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、11月定例教育委員会を開催します。</p> <p>12月もそこまで近づいており、朝夕もめっきり寒さを感じる季節になってきました。皆様におかれましては、お体に気をつけていただきたいと思います。</p> <p>さて、前回の教育委員会後、10月27日土曜日には青少年健全育成主催による、中学生フェスティバルが開催されました。3中学校から11組が出場し、ダンス、歌、太鼓、剣舞といった多彩な活動に取り組む生徒の活動が披露されました。多くの人と出会い、関わりながら自己肯定感を育む、こうした事業が長く続いていくことを望みます。</p> <p>また、11月7日には旭小学校において愛日地方教育事務協議会による委嘱を受け、学習指導についての研究発表会が開催されました。新学習指導要領のキーワードとなっている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、思考力、判断力、表現力を身に付けさせ、学び合いに導く方策を実践してきました。</p> <p>今後、市内の学校で、教師主導から子ども主体の授業になっていくよう様々な支援を教育委員会としても行っていきたいと思っております。</p> <p>それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。本日の報告は1件でございます。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>・愛日地方教育事務協議会</p> <p>それでは次第の2、前回会議録の承認についてです。</p> <p>各委員は、10月定例会会議録について訂正等ありましたらお願いします。</p> <p>(無しの声)</p>
教 育 長	特に訂正がありませんので、10月定例会会議録については、原案ど

	おり承認いたします。会議録承認の署名を行う委員は大川委員を指名します。
	ますので、後ほどお願いします。
	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いいたします。
管理指導主事	・11月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
	・情報公開請求について
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・平成31年度小中学校入学式等儀式の実施日について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
大 川 委 員	学童クラブのスポーツフェスタですが、こちらは毎年実施していますか。また、参加の規模を教えてください。
教育行政課長	こちらについては今年度初めての実施です。規模につきましては市内の学童クラブすべてが参加している状況です。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	情報公開は4件とも同じ内容で公開があったということによろしいでしょうか。また、請求内容の書き方については、請求者の請求順番でよろしいでしょうか。
教育行政課長	その通りです。請求の順番の通りです。
教 育 長	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	では、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・平成31年尾張旭市新成人の集いについて
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。

	(無しの声)
教 育 長	無いようですので次に、付議事件に入ります。
	はじめに「承認第7号 平成30年度一般会計補正予算(12月(3号))に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議
	します。事務局から説明をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
教 育 長	ただいまの説明に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
教 育 長	これで小学校全部の普通教室にエアコン設置されるということによろしいですか。教育委員会として今後の空調設備の予定があれば教えてください。
技 監	その通りです。これで小学校全部の普通教室に設置されますので、次の課題と致しまして、特別教室には未設置が多数あります。現在はコンピュータ教室、音楽室、図書室には設置されていますが、その他の特別教室にはまだ設置されていない箇所が多いため、今後検討しながら、順次整備を進めていきたいと考えております。
教 育 長	他に質問はございませんか。
大 川 委 員	ブロック塀について危険な所はすべて撤去される認識でよろしいですか。
技 監	ブロック塀については危険な所はすでに撤去しております。また、テレビ報道でありましたプールにおける危険なブロックは尾張旭市の学校ではありませんでした。
教 育 長	通学路についてはどうですか。
技 監	通学路については学校の先生方などの協力を頂き、建築技師を交えて調査を実施しました。ただし、民間宅のブロック塀が多くあり、ブロック塀解体には都市計画課にて補助も行っていますので、市全体で注意喚起等を行っていきます。
教育行政課長	補足ですが、災害対策室で校区の自主防災組織に協力を頂きながら通

	学路の点検を依頼しております。
教 育 長	通学路については学校として、危険箇所と思えるような場所については子どもたちに注意喚起をすることが一番だと思います。そのような呼びかけについて校長会を通してお話いただけるとありがたいと思います。他はよろしいでしょうか。
	(無しの声)
	無いようですので、「承認第7号 平成30年度一般会計補正予算(12月(3号))に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「承認第8号 平成30年度一般会計補正予算(12月(4号))に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。事務局から説明をお願いします。
教 育 部 長	(資料に基づき説明)
教 育 長	小学校就学援助事業ならびに中学校就学援助事業の人数が増えたというのですが、予測としてどのくらい増えているのでしょうか。
教育行政課長	小学校につきましては、2年生から6年生の受給者の増加に伴う学用品費、給食費の増額による不足が影響しています。見込みと致しまして、当初は1年生から6年生までで370名ほどでしたが、現在の予測は400名ほどであり全体で約30名増えております。
	中学校につきましては、新入学学用品費の受給予定者の増加に伴う増額による不足が影響しており、さらに今年度は新入学学用品費の前倒し支給の周知が行き届いた要因があります。元々の想定が新入学学用品費受給予定者数80名だったところ、100名となり、約20名増えております。
教 育 長	他はよろしいでしょうか。
	(無しの声)
	無いようですので、「承認第8号 平成30年度一般会計補正予算(

	12月(4号))に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「協議第3号 冬季休業中の学校閉校日について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
教 育 長	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等をお伺いします。
大 川 委 員	学校閉校日に伴うセキュリティについてご説明お願い致します。民間のセキュリティ業者へ委託しているということによろしいでしょうか。
管理指導主事	年末年始の学校閉校日も通常通り民間委託しています。
教 育 長	他はよろしいでしょうか。
	(無しの声)
	無いようですので、「協議第3号 冬季休業中の学校閉校日について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第16号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について」審議
	します。事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
教 育 長	ただいまの説明に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、「第16号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱に
	ついて」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	それでは次に次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いします。
教育行政課長	(教育委員会行事予定について資料に基づき説明)
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)



## 報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 12月議会について
教育委員会技監	
管理指導主事	1 12月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 行 政 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 平成30年度第2回社会教育委員会の開催結果について
図 書 館	1 図書館のあり方検討について
文化スポーツ課	1 平成30年度尾張旭市民文化祭実施結果について 2 平成30年度新春ふるさとカルタ会の開催について 3 第33回市民ジョギング大会の開催について 4 愛知万博メモリアル第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果について

12月定例教育委員会報告

12月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面のとおり報告する。

平成30年12月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

# 1 12月議会について

一般質問

答弁

【質問者】 大島 もえ〔市民まちづくりネット〕

【質問事項】 1 文部科学省調査「学校における男女の扱い等に関する調査」と性別やプライバシーに配慮した教育及び保育環境について

(2) 小学校での体育授業や水泳時の男女同室着がえの解消について

【教育長答弁】

学校により違いがございますが、体育授業や水泳時の着替えでは、低学年までは同室で着がえをしている実態がございます。これらは、愛日地区の各学校におきましても、同様な形で行われている状況でございました。

こうした現状は、子どもたちの年齢や発達段階において適切に踏まえていくことが必要であり、低学年の児童には、着がえや、物の管理などについて支援が必要となることが多いことや、教室の移動をせずに、学級担任が支援をすることが適切であるなどの判断から行っております。

さらに、学習指導要領には、体の発育・発達について個人差や体つきの変化、異性への関心などについての理解は、小学校4年生体育の保健において指導することとなっております。こうした現状も判断の一つとしております。しかしながら、子どもの成長や時代背景などの変化から、常に注視していかなければならない課題であると認識しております。

(3) 体操服の下の下着着衣禁止指導から児童の選択制への変更について

【教育長答弁】

以前、体操服の下の下着を着衣禁止していたことについては、運動で発汗し、濡れた衣服を着衣したままの状態では、風邪をひく恐れがあったことから、そうならないような指導をしていたためでございました。

しかし、発達面や体操服が透けることの抵抗感への配慮などから、今年度の1学期、各小中学校に、体操服の下に下着の着衣を禁止するのではなく、運動後に着替えができるよう準備をすることで下着の着衣を認めていくように指導したところでございます。

(4) 内科検診や身体検査での配慮について

【教育長答弁】

内科検診においては、学級ごとに行い、男女で時間差をつけて実施しております。

また、身体測定につきましては、体操服に着替えて実施しており、体重測定においても着衣のまま実施するように配慮をしております。

(5) プール等における目隠し設備について

ア 保育園・小・中学校での現状について

イ 現場からの要望と対応状況と今後の計画について

【教育長答弁】

全ての小中学校の学校プールには、基本的には中を覗くことができないよう目隠しフェンスを設置しております。

一部のプールではありますが、道路より低い場所にあることや、隣接する複層階の建物からプールの中が見えてしまうところもあります。現時点では、学校側からは、隣接の高いところから見えてしまう状況の話は聞いておりますが、覗かれて困るなどの話は聞いていない状況でございます。

仮に既設の目隠し設備をより高くするには、基礎や柱などの構造を見直してやり変え

る工事が必要となるなど、構造上や、プールサイド幅が狭くなるなどの課題もあり、すぐにフェンスを高くするなどの改修をすることは考えておりません。

#### (6) 防寒・防犯・機能性の側面から中学校女子生徒のスラックス着用 選択オプションについて

##### 【教育長答弁】

女子の制服についてはスカートが主流であり、全国的にはまだまだ少ないとは思いますが、スラックスも選ぶことが可能な学校も出てきております。ただし、その場合、上着も考えなければいけなくなると思います。

また、防寒、防犯、機能性からの面で女子のスラックス着用といった考えも出てくると思います。特に最近では性的少数者の観点で制服が苦痛となるといった状況も出てきております。

こうした状況ではありますが、本市では、現段階においては、防寒面についてのストッキングやタイツの着用、活動面での体操服の着用などの対応をしており、スラックスに変更するまでにいたっておりませんが、引き続き各地の状況を見ながら考えていかなければならない課題の一つであると認識しております。

#### 5 大規模改修と切り分けて行うべき工事について

##### 【教育部長答弁】

小中学校の教育環境の整備につきましては、学校職員及び児童生徒への負担軽減のために、トイレ改修やグラウンド改修など同時に施工することが可能な工事は、大規模改造工事としてまとめ、工事の期間についても学校運営の影響が少ない夏休み中心で工事を実施しております。

また、大規模改造工事については、計画により順次整備を進めていく予定ですが、全校実施するまでには、長い期間を要することとなりますので、工事予定が計画後半の学校のトイレ改修工事については、大規模改造工事と切り離し、前倒しで順次整備を進めております。

#### 6 平常時と避難所開設時など2層に分けた学校施設の管理方針について

##### 【教育部長答弁】

学校の施設は、平時は学校で管理しておりますが、災害時に体育館が指定避難所として開設された際は、市職員、学校、自主防災組織の役員及び避難者の代表等で構成される「避難所運営委員会」が体育館を管理していきます。

校舎の開放につきましては、被害の状況により、体育館だけでは避難者が収容しきれない場合、学校と協議して開放する教室等を決めていくこととなります。

なお、各学校では、利用できる場所が「体育館から近いこと」、「物が少ないこと」、「授業での使用頻度が少ないこと」、「バリアフリーであること」などを条件とし、また、「授業の再開」、「教室の安全性」、「個人情報保護」などの観点から、あらかじめ、開放する教室等の優先順位を決めております。

【質問者】 丸山 幸子〔公明党尾張旭市議団〕

【質問事項】 1 小中学校の特別教室・体育館の空調設備設置について

#### (1) 小中学校の特別教室における空調設備設置の現状について

##### 【教育部長答弁】

現在、小中学校の特別教室のうち、図書室、音楽室及びコンピューター教室においては、全校空調設備が設置されております。

しかしながら、理科室、美術室、技術室、図工室、家庭科室などの特別教室には、空調設備が設置されておらず、未設置の特別教室数は、あわせて109教室のうち、69

教室であります。

また、小中学校の体育館については、空調設備は全て設置されておられません。

## (2) 小中学校の特別教室、体育館への空調設備設置について

### 【教育部長答弁】

学校教育環境の改善としての空調設備は、学校生活で長く滞在する普通教室に重点をおき空調設置を進めてきておりますが、今後は、特別教室への空調設備設置が望まれるところです。

したがって、特別教室については、利用形態や利用頻度などを考慮し、今後、設置に向けた検討をおこなっていきたくと考えております。

また、体育館におきましては、大空間における空調設備となるため、整備費用が多大になりますが、他の教育委員会諸施設の整備計画との調整を図りながら、慎重に検討していきたくと考えております。

【質問者】 まつだ まさる〔フロンティア旭〕

【質問事項】 2 わかりやすい授業の探究と子どもの学習意欲向上について

### (1) アクティブラーニングについて

#### 【教育長答弁】

アクティブラーニングという言葉は、今回の学習指導要領改訂を検討する際に言われてきたものであり、これが最終的には「主体的・対話的で深い学び」とし、「どのように学ぶか」を視点を「何ができるようになるか」を目指していくものであると考えます。

アクティブラーニング自体これまでの教育において、特に小中学校においては「活用」といった力の育成において実践してきておりますが、より注目され、意識もしてきているところでございます。

本市では、市主催の教職員向け研修会や各校でのスーパーバイザー事業を通して、アクティブラーニングを介して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図っており、引き続き実践に向けた取り組みを行っていくこととしております。

### (2) 知的好奇心をくすぐる授業運営について

#### 【教育長答弁】

授業においては、毎時目標を持たせるとともに、その学びへの興味や関心を持たせるような工夫をしております。これは、自己のキャリア形成の可能性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学びであるとも言われております。

実際には、児童生徒の主体性を引き出すために、実社会や実生活に関連した切実な課題や、これまでの学びを振り返ることで児童生徒自らが発見した課題、多様な考えを引き出すことができる課題に取り組むことで、児童生徒の知的好奇心を高める授業の様子が見られます。また、視覚的情報を提示したり、ICT機器を活用したりすることで、児童生徒の学習意欲の向上を図る授業の様子も見られます。さらに、学習課題に対してじっくりと考えることで自分の考えをしっかりとめたり、立場を明確にして話し合い活動に取り組みせたりするなど、幅広い授業改善の工夫が展開されつつあります。

今後も、児童生徒の学習意欲を引き出すように努めてまいります。

## 3 家庭教育とのかかわり方について

### (1) パートナーシップ構築への取り組みについて

#### イ 学校教育の現場におけるパートナーシップ構築について

#### 【教育長答弁】

教職員と保護者が「子どもたちの健やかな成長」という共通の目標に向かって連携を図ることは、重要なことであるととらえております。

家庭教育の必要性、学校教育の必要性と、それぞれが補い合ってこそ人を育てていくことができるものであると考えます。親子のきずな、家族のふれあい、生活習慣など人としての基本的な資質を最初に身に付けるのが家庭教育であり、そうした資質を家庭だけでなく、地域、学校と連携し育んでいかなければなりません。

時には、保護者から御要望をいただいたり、学校が考えを押し付けてしまったりしてしまうような場面もあるかと思いますが、教職員と保護者が子どものことを一緒に考える時間を大切にするとともに、子育て講演会や教育フォーラム等に引き続き取り組むことで、教職員と保護者が共通の目標に向かって連携する意識を共有し、さらに連携が深まっていくよう努めてまいります。

## (2) 「家訓作りから家庭教育を考える」取り組みについて

### 【教育長答弁】

家族、家庭ということについては、新学習指導要領では、道徳科の内容項目として「家族愛、家庭生活の充実」を示しており、家族との関わりを徐々に深めて、家族の一員として自立ある行動ができるよう求めています。授業の中では、家族のために家庭で行っている仕事と、その仕事をどんな気持ちで行っているかを振り返らせることで、家族の一員としての自らの行動について考えさせております。

御提案の取り組みに関しましても、家族でのルールづくりを通して、家族の一員としての自分を見つめ直し、家族の役に立っている気持ちを感じさせることで、自己肯定感や家族での存在意識も高まっていくものであると考えます。

## 4 自己肯定感を育む歴史教育について

### (1) 自己肯定感について

### 【教育長答弁】

内閣府の調査にありますよう、諸外国の中で自己肯定感の低さが際立っているといえます。こうした現状からも自己肯定感を育むことの難しさを感じているところでございます。

そもそも自己肯定感とは、自分のあり方を積極的に評価できる感情や、自らの価値や存在意義を肯定できる感情であると、とらえております。

自分の良いところも悪いところも全てを認めることができるようにしなければなりません。まずは、自ら考え、判断し、失敗を恐れず取り組んでいけるよう支援をしなければなりません。そこには、主体的な取り組みと他者を認める力の育成にあると考えます。

取り組み方法としては、学級の中で、全ての子どもたちが参加でき、自分の考えが認められるような授業を展開できる学習環境づくりが大切であります。

こうした取り組みを実践し、自己肯定感を高めながら日々の学校生活を送ることで、自分の生活を見直し、将来に向けて夢や希望をもち、よりよい生活や社会をつくりだそうとする態度を育成していきたいと考えております。

### (2) 社会科の学習指導要領の目標について

#### ア 小学校社会科学習指導要領の目標について

### 【教育長答弁】

現行学習指導要領小学校社会科では、「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」ことを目標に掲げており、小学校社会科では、地域社会や我が国における人々の社会生活を広い視野からとらえ、総合的に理解することを通して、公民的資質の基礎を養うことを究極のねらいとしております。

この目標に対し、日々の授業では、学習指導要領の目標を念頭に置きながら、その目標をさらに具現化した各学年・各単元の目標に基づいて授業展開を構成しております。

さらに、本市特有となると、尾張旭市の教員により編集した小学生副読本「きょうどあさひ」を使用し、地域のくらしについて、地理的、歴史的に触れながら、小学生が分かりやすく学習できるように、授業で積極的に活用することで、郷土に対する理解と愛情を育てています。

## (2) 社会科の学習指導要領の目標について

### イ 中学校社会科学習指導要領の目標について

#### 【教育長答弁】

現行学習指導要領では、広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことを目標に掲げております。

中学校社会科では、生徒自ら社会科事象を見だし、それについて課題を設定し追及する学習を通してさらに関心が高まることを目指すとともに、資料に基づいて多面的・多角的に考察し公正に判断する態度を身に付けさせることを重視しており、地理・歴史・公民の三分野のねらいの実現を通して、公民的資質の基礎を養うことを究極のねらいとしております。

この目標に対し、中学校学習指導要領では、目的をより明確にとらえるため地理的分野・歴史的分野・公民的分野とさらに細分化されており、日々の授業では、各分野の目標を念頭に置きながら、その目標をさらに具現化した各学年・各単元の目標に基づいて授業展開を構成しております。

さらに、小学校同様、尾張旭市の教員により編集した副読本「尾張旭」を使用し、尾張旭の自然、史跡、歴史、産業、行政など学習できるように、授業で積極的に活用することで、郷土に対する理解と愛情を育てています。

## (3) 歴史を学ぶ意義と当事者意識の芽生えについて

### ア 命のバトンについて

#### 【教育長答弁】

本市では、あえて「命のバトン」という言葉は使用していませんが、歴史的分野につきましても、歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、現在とのつながりなどに着目して多面的・多角的に考察することは大切であると考えております。

歴史を学ぶ意義につきましても、他にも、歴史に見られる課題を把握し複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断したりする力を養うことや、歴史に関わる事象について、よりよい社会の実現を視野に、そこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うことなど、様々な意義があると考えております。

学習指導要領の目標につきましても、学習指導要領の目標を念頭に置きながら、その目標をさらに具現化した各学年・各単元の目標に基づいて授業展開を構成しております。

今後も、歴史教育が単なる知識の詰め込みにならないよう、学習指導要領の目標や歴史を学ぶ意義を念頭に置きながら、各学校で授業改善が図られるよう努めてまいります。

## (3) 歴史を学ぶ意義と当事者意識の芽生えについて

### イ 歴史は「自分のこと」とあるというマインドセットについて

#### 【教育長答弁】

歴史的分野において、歴史を「自分ごと」ととらえることは、大切なことであるととらえております。

よりよい社会の実現を視野に、歴史に関わる事象について、そこで見られる課題を自分と関わらせて考察・構想し、自分の考えを自分の言葉で説明、論述できる力を養うこ

とは重要であり、歴史を「自分ごと」ととらえて主体的・対話的に授業に参加することで自分の考えや自信も深まり、自己肯定感の向上にもつながると考えております。

今後も、過去を継承しつつ、現在に生きる自身の視点から歴史に問いかけ、歴史的分野の学習を通して、主体的に課題を追究する態度の育成を図っていきます。

【質問者】 榊原 利宏〔日本共産党尾張旭市議団〕

【質問事項】 1 聴覚の不自由な人への支援策について

(1) ヒアリンググループ（磁気グループ）の活用について  
キ 文化会館について

【教育部長答弁】

現在、改修工事を行っております文化会館は、バリアフリー対応としまして段差解消や点字ブロックの整備などを行っておりますが、聴覚の不自由な方に対応したヒアリンググループシステムなどの集団補聴装置については、整備は行っていません。

【質問者】 岩橋 盛文〔つなぐ〕

【質問事項】 2 高齢者スポーツについて

(1) ゲートボールについて

ア 本市のゲートボール人口について  
イ 競技場所、競技大会等について

【教育部長答弁】

本市のゲートボール人口の具体的な人数は把握しておりませんので、市民体育大会ゲートボール競技の参加者数でお答えいたします。

市民体育大会のゲートボール競技については、昭和 63 年度にゲートボール連盟が組織され、同年度から新たな競技種目として開催されました。

参加者数は、昭和 63 年度の 152 名から増加傾向を示し、平成 4 年度の 173 名をピークに、以降は減少し、平成 20 年度の大会は 36 名の参加にとどまっております。

競技人口の減少により、平成 20 年度末にゲートボール連盟が解散し、その後市民体育大会ゲートボール競技は開催していません。

2 点目、競技場所、競技大会につきましては、市民体育大会では平成 15 年度まで旭小学校運動場で、それ以降は晴丘運動広場で開催してございました。

市民体育大会以外の大会では、ゲートボール連盟主催の選手権大会や老人クラブ連合ゲートボール大会などがあり、平成 10 年度まで東栄公園や大塚公園など比較的大きな都市公園で、平成 11 年度以降は、主に晴丘運動広場で開催してございました。

(2) グラウンドゴルフについて

ア 本市のグラウンドゴルフ人口について  
イ 競技場所、競技大会等について

【教育部長答弁】

本市のグラウンドゴルフ人口についても具体的な人数は把握しておりませんので、先ほどのゲートボールと同様に、市民体育大会グラウンドゴルフ競技の参加者数でお答えいたします。

グラウンドゴルフ競技につきましては、平成 2 年度に尾張旭市グラウンドゴルフクラブとして発足し、平成 3 年度にはグラウンドゴルフ協会として組織され、同時に体育協会に加盟しました。

その後、平成 5 年度から市民体育大会の新競技種目として開催されてきております。

参加者数は、平成 5 年度の 51 名から増加傾向を示し、平成 25 年度の 197 名をピーク

に、平成30年度は185名と横ばい状態となっております。

2点目、競技場所、競技大会等につきましては、平成5年度から始まった市民体育大会は平成30年度まで、すべて晴丘運動広場で開催しております。

その他の競技大会としては、連盟主催の「春季大会」や市長杯争奪大会などがあり、競技場所は、旭ヶ丘運動広場や晴丘運動広場などとなっております。

### (3) グラウンドゴルフの競技会場について

#### イ 全国グラウンドゴルフ大会等を開催することについて

##### 【教育部長答弁】

全国規模のグラウンドゴルフ大会は、国民体育大会のほか、公益社団法人日本グラウンドゴルフ協会が主催する全国交歓大会、全国レディース交歓大会などがあります。

全国規模の大会となりますと、代表選手だけで1,700人を超す参加者となり、広大なグラウンドを有する公園や総合グラウンドなどが主会場となることが多く、駐車場や宿泊施設の確保なども課題となります。

本市で全国大会を開催できる環境は整っておらず、現時点では全国規模の大会の開催は難しいと考えています。

【質問者】 武田 なおき〔フロンティア旭〕

【質問事項】 1 小中学校におけるこれからの学習指導について

(1) 旭小学校の「学習指導」研究発表会の評価について

ア 目指す子ども像について

##### 【教育長答弁】

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められており、旭小学校では、研究主題を「自ら考え、共に学び合う子どもの育成」と設定して研究に取り組みました。

予測困難な未来を生き抜く子どもたちにとって、自ら考え、他者と関わりながら判断し、確かな自分の考えをもつ意思決定能力は不可欠な能力であり、学級の友達との学び合いによって培われていくものであると考えております。また、学び合いを振り返ることで、自他の考えを認め合い、学びの成果を実感し、もっと学びたいという学習意欲の向上にもつながると考えております。

そこで、目指す子ども像として、「知りたい、学びたい、できるようになりたいという意欲をもつことができる子」と「自分の意見を持ち、友達とかかわり合い、考えを広げ深めることができる子」の2点を設定しました。

(1) 旭小学校の「学習指導」研究発表会の評価について

イ 「子どもに意欲をもたせる授業づくり」について

##### 【教育長答弁】

1点目の目指す子ども像である「知りたい、学びたい、できるようになりたいという意欲をもつことができる子」を育成するため、子どもに意欲をもたせる授業づくりに取り組みました。

子どもに意欲をもたせるため、まず、考えたくなる切実な課題や、多様な考えを引き出すことができる課題を設定しました。そして、視覚的情報を提示したり、積極的にICT機器を活用したりしました。さらに、自己評価と相互評価を取り入れ、考えを認め合うことで学びの成果を実感させる時間を授業展開の中に設定しました。

(1) 旭小学校の「学習指導」研究発表会の評価について

ウ 「子どもが考えを広げ深める活動」について

##### 【教育長答弁】

2点目の目指す子ども像である「自分の意見を持ち、友達とかかわり合い、考えを広

げ深めることができる子」を育成するため、子どもが考えを広げ深める活動を授業展開に取り入れました。

まず、「じっくりタイム」を設定し、課題に対して一人で向き合い、じっくり考え、自分の意見をもたせるようにしました。そして、「ご近所タイム」を設定し、自分の意見を友達に伝えたり、友達の意見を聴いたりすることで、自分の考えを広げ深めさせようとしてしました。さらに、授業の最後に「なるほどタイム」を設定し、1時間の授業でなるほどと思ったことを振り返り、学びをさらに深めさせようとしてしました。

#### (1) 旭小学校の「学習指導」研究発表会の評価について

##### エ 土台となる学習環境について

###### 【教育長答弁】

子どもに意欲をもたせる授業づくりや子どもが考えを広げ深める活動を行うためには、土台となる学習環境が整っていなければなりません。そこで、学習規律の向上と温かな学級集団づくりに努めました。

学習規律の向上のため、子どもの発達段階に合わせた学びのルールを決め、安心して友達とかかわり合うことができる環境を整備しました。チャイム着席や机上の整理整頓、座る姿勢など、集団で気持ちよく学習するために必要なことを全教職員が理解し、指導にあたりました。

そして、温かな学級集団づくりのため、朝の会で「トーキングタイム」を設けて、テーマに即したスピーチを行ったり、連想ゲームや絵伝えゲームなどの考えを伝え合う活動に取り組んだりしました。また、学級活動の時間に、構成的グループ・エンカウンターを取り入れることで、自分や友達への気付きを深めさせ、よりよい人間関係の構築に努めました。

#### (1) 旭小学校の「学習指導」研究発表会の評価について

##### オ 研究の成果について

###### 【教育長答弁】

魅力ある学習課題を考えた授業づくりや視覚的情報の提示、ICT機器の活用により、子どもたちは意欲的に学習するようになってきました。

そして、「じっくりタイム」で課題に向き合い、じっくり考えることで、子どもたちは自分の意見をもつことができるようになり、「ご近所タイム」で自分の意見を友達に伝えたり聴いたりすることで、子どもたちは自分の考えを広げることができるようになってきました。また、「なるほどタイム」の取り組みによって、一人一人の子どもに学びを深める姿が見られました。

研究発表会の参加者からも、「理由を考える課題が、子どもたちの主体的な姿を引き出していました」「子どもたちが自分の言葉で自分の考えを話し合う姿がよかったです」「なるほどと頷きながら互いの考えを聴きあう雰囲気は暖かかったです」といった前向きな意見をいただきました。

#### (2) 尾張旭市の共通の財産とするために、研究の成果を広めていく方策について

##### ア 広めていく具体策について

###### 【教育長答弁】

今回の研究発表会では、旭小学校が「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に、様々な手立てを講じて積極的に取り組みました。参加した教員には、新学習指導要領が目指す教育の方向性や、子どもたちが学び合う温かい雰囲気を感じていただけたと、とらえております。

今回の研究発表会には、市内全小中学校から教員が参加したため、参加した教員が各学校に授業改善に向けた考え方や手立て、目指すべき子どもの姿を持ち帰り、各学校で

資料を配布したり、伝達講習の機会を設けて研究の成果を伝えてまいります。

また、来年度の初任者研修で、旭小学校が授業公開を実施し、来年度の初任者に対しても研究の成果を伝える予定になっております。

教育委員会としまして、旭小学校が示した授業改善に向けた考え方や手立てを尾張旭の財産として共有していけるよう、様々な場面を通して広げていきたいと考えております。

**(2) 尾張旭市の共通の財産とするために、研究の成果を広めていく方策について**

**イ 課題について**

**【教育長答弁】**

研究の成果を広めていくためには、研究会や伝達講習の機会を設けて研究の成果を伝えることが大切であると考えておりますが、教員の多忙化が進んでおり、より多くの機会の設定に苦慮しております。

また、教員の多忙化により、各教員が教材研究に充てる時間も減少しており、授業改善に取り組む時間的余裕も乏しい現状があり、授業改善を図るうえでの課題であると考えております。

**(2) 尾張旭市の共通の財産とするために、研究の成果を広めていく方策について**

**ウ 職員研修のあり方について**

**【教育長答弁】**

これまでは、研修会等で専門的知識や技能を身に付けることを中心に職員研修を実施しておりますが、研修会とともにOJTにも積極的に取り組んでいくことも大切であると考えております。日常業務の中で、日常的経験を積み重ねながら、経験豊富な教員から即時評価・即時指導をしていくことで、わずかな時間を有効に活用していきたいと考えております。

また、課題解決に向けて、正規教員をはじめ、正規教員を支える教職員等の人的支援の必要性を感じております。

今後も、様々な視点から、教員の授業力向上に努めていきたいと考えております。

〔質問者〕 にわ なおこ〔フロンティア旭〕

〔質問事項〕 1 図書館のあり方について

(1) 図書館の現状について

ア 延床面積の基準と現状について

**【教育部長答弁】**

日本図書館協会「公立図書館の任務と目標」の中に、「図書館システム整備のための数値基準」として、人口規模に応じて算出する方法が提案されております。それによりますと、本市の場合、約4,000㎡となりますが、現状では約1,400㎡ですので、基準延床面積を大きく下回っている状況となっております。

(1) 図書館の現状について

イ 蔵書数の基準と現状について

**【教育部長答弁】**

先ほどの答弁でご紹介させていただきました「図書館システム整備のための数値基準」によりますと、本市の場合約380,000冊となりますが、平成29年度末現在の蔵書数は、211,627冊となっております。

(2) 図書館の課題について

ア 施設の修繕について

**【教育部長答弁】**

施設の老朽箇所や不具合のある箇所については、随時修繕などの対応を行ってきておりますが、大規模な修繕等については、計画的に行ってきております。

また、現在、バリアフリー化に対応できていないことで、利用者の皆様にご不便をお掛けしております。エレベータが無く、障がいをお持ちの方やご高齢の方にも、2階に上がるときに、階段を使っただいております。

エレベータ設置など図書館のバリアフリー化については、設置場所の確保などの課題もありますので、今後の図書館のあり方検討と合せて検討していきたいと考えております。

**(2) 図書館の課題について**  
**イ 書庫の状況について**

**【教育部長答弁】**

現在の施設の現状では、新たに書庫を増設することは困難な状況です。書庫の飽和状態を改善するために、新しい書籍を購入する際には、古い書籍を廃棄するなどして、対応しております。

**(2) 図書館の課題について**  
**ウ 今後の図書館のあり方検討について**

**【教育部長答弁】**

今年の1月から教育委員会内にあり方検討に係る勉強会を立ち上げ、本市の図書館の現状分析や視察などにより他市町の図書館の状況調査などをまとめました。今後は、庁内の検討会を立ち上げ、勉強会でまとめました資料をもとに本市にふさわしい、身の丈にあった図書館の構想を練っていききたいと考えております。

**(2) 図書館の課題について**  
**エ 市民アンケートについて**

**【教育部長答弁】**

今後あり方を検討していくうえで、市民アンケートにより、例えば、本を借りて読むのか、買って読むのか、そもそも読まないのかといった読書行動や現在の図書館についての意見など、図書館利用者だけではなく、利用されていない方も広く御意見をいただきたいと考えております。アンケートの時期や内容等の詳細については、今後、検討会の中で詰めてまいりたいと考えております。

【質問者】 花井 守行【つなぐ】

【質問事項】 3 当市における小中学校のいじめと不登校の実態について

**(1) 小学校のいじめ件数と中学校のいじめ件数と不登校生徒数について**

**【教育長答弁】**

平成29年度のいじめ件数については、小学校では143件、中学校では120件をいじめと認知し、対応しております。

また、平成29年度の中学校の不登校の生徒数は、67人です。

**(2) 中学校の不登校生徒数の推移について**

**【教育長答弁】**

中学校の不登校の生徒数の推移ですが、平成29年度から起算して10年前の平成20年度が41人、5年前の平成25年度が60人、そして平成29年度が67人となっており、年度によって増減があり、平成29年度は、ここ10年で最多となっております。

不登校の理由は、年度ごとでそれぞれの要因で増減があり、主な要因として家庭環境、

人間関係、本人に関わる状況、学業不振がございます。

近年の特徴として、要因が必ずしも一つの理由でなく、複数の要因が絡んでいることが多くなっています。ゲーム依存や障害、家庭環境などが関係している事例があり、担任や他の教諭による対応だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師等と連携して対処しなければならない事例が増えております。

不登校解消のために、専門スタッフを活用することや、各行政機関と連携しチームで対応するようにしております。

### (3) いじめを受けた児童生徒が卒業式に出席できないことについて

#### 【教育長答弁】

いじめをきっかけに不登校になった児童生徒が、卒業式に参加できないことは、本人のみならず、保護者の方や学校にとっても大変残念なことであると感じております。

このような事態が起こった場合、学校は、不登校となった児童生徒に対し、学校復帰や卒業式に参加できるよう継続して働きかけをします。

しかし、本人がどうしても出席を望まない場合、個別に卒業証書を手渡す機会を設けております。

このようなことが起きないように、いじめの積極的認知と、早期対応により、いじめ問題や不登校の解消ができるようにしてまいります

### (4) 「こどもの発達センターにここ」 との連携と個人情報のデータ化について

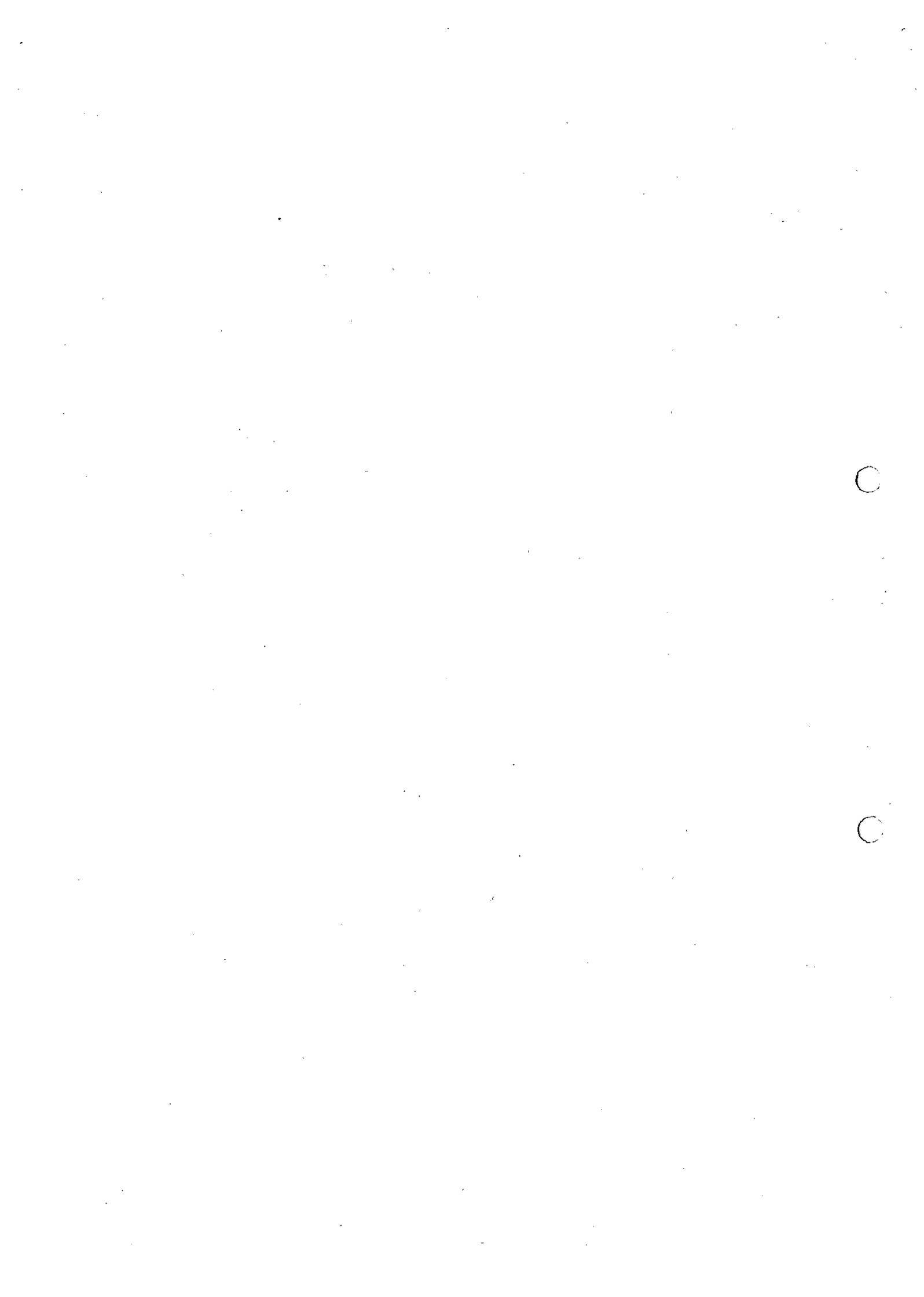
#### 【教育長答弁】

障がいや、その疑いのある幼児が、就学予定の学校へ見学や体験に来る際に、「こどもの発達センターにここ」の職員が随行し、保護者の方が安心して、円滑に体験や見学できるよう支援するとともに、学校側に、指導上必要な情報等も共有していただいております。

学校は、「こどもの発達センターにここ」と情報共有したことや、保護者の方からの情報、実際に保育園等で活動している様子などを事前の情報として整理し、データ化したり、いただいた資料をファイリングしたりしております。

それらの情報は、個別の支援計画や個別の指導計画を作成するうえで参考にし、その後の支援に生かしております。

また、入学後、発達面で心配なことがある際は、「こどもの発達センターにここ」と連携して相談や発達外来につなげるなどしております。



## 1 12月校長会議等について

### 1 12月校長会議

#### (1) 教育長

- 学校訪問を終えて
  - ・「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業を展開している。
  - ・「深い学び」につながるために「主体的」「対話的」の意味について確認しながら実践してほしい。
  - ・ノートの活用を図って「書く力」を伸ばしてほしい。
  - ・教師の頑張り子どもが結果を残す。
- 校内での良好な人間関係の醸成を
  - ・教師として、子どもたちの見本となる言動ができるように

#### (2) 教育部長

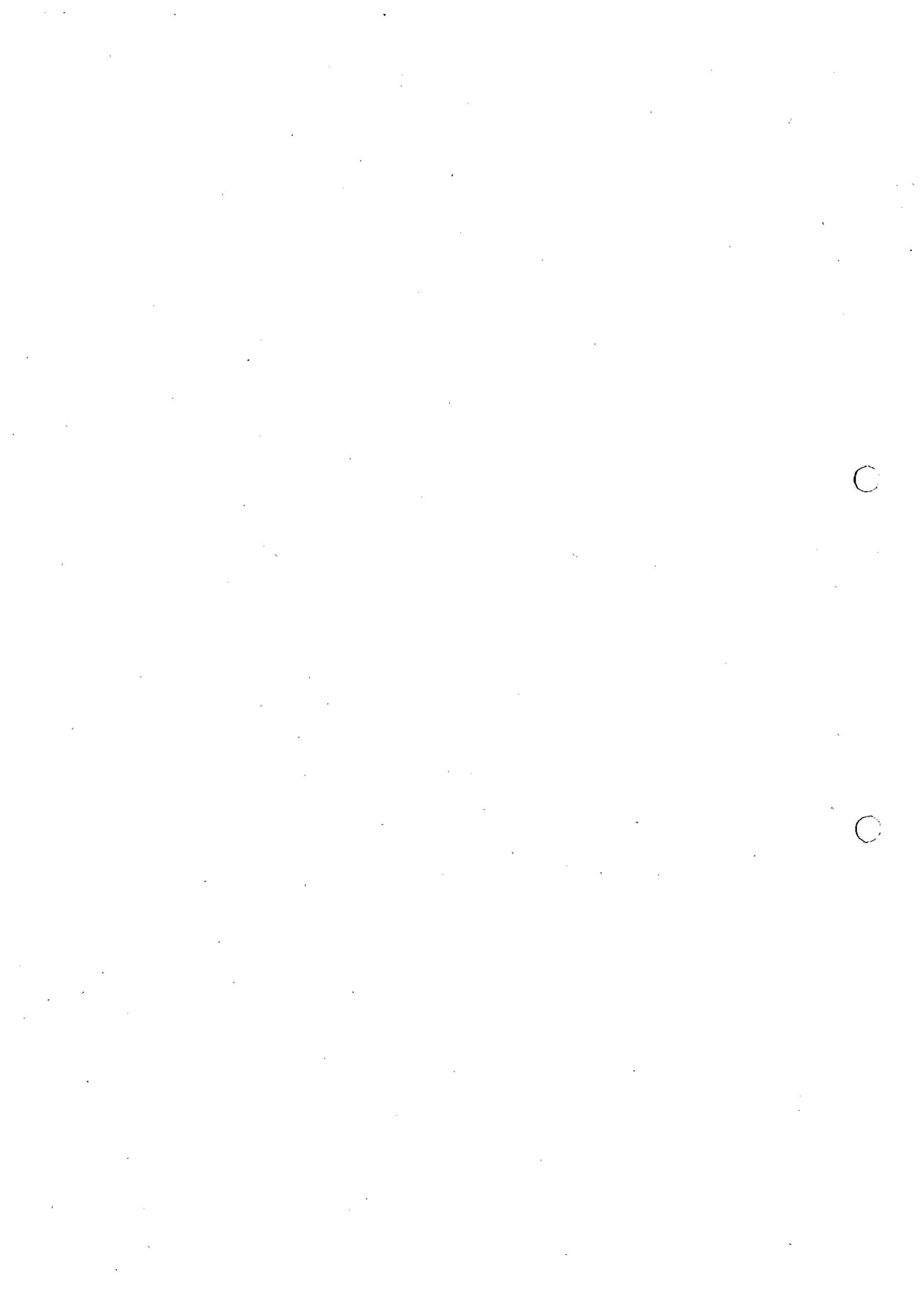
- 市長の辞任表明に対する対応について
- 学校給食の行事予備日などの対応について  
⇒基本的には提供する方針

#### (3) 管理指導主事

- 人事関係の調査等については、細心の注意で適切に対応すること
- 不祥事根絶について、特に、個人情報管理や交通違反に注意するよう各校で指導をすること

### 2 学校の様子

- インフルエンザによる学級閉鎖がみられる。インフルエンザ、流行性胃腸炎などの感染症が蔓延しないように各校で児童生徒を指導するとともに、家庭への啓発を進めている。
- 保護者に来校してもらい個人懇談会を実施し、2学期の様子や今後の生活などについて懇談をした。
- 人権月間の取組として、人権擁護委員や校長からの講話、道徳講演会などが実施されている。また、オレンジリボン運動として生徒会がみんなが気持ちよく過ごせる学校を目指した取組を行っている学校もある。
- 渋川小学校では伝統の「音楽発表会」が行われ、多くの保護者や地域の方の参観があった。一生懸命な子どもたちの姿と素敵な演奏や合唱に対する感想が聞かれた。



# 1 後援・推薦行事について

平成30年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
62	推薦	市民参加ミュージカル	東郷町民会館ホール	平成31年 2月17日 (日)	市民参加によるミュージカルを作り、ミュージカルの楽しさに触れてもらい文化芸術活動を啓発する。	尾張旭でミュージカルを作ろう実行委員会 代表 藤岡 正雄
63	後援	～体験しなきゃ語れない～ SDGsゲームで考える 『協働のまちづくり』	尾張旭市中央公民館3階30・1会議室	平成30年 12月24日(月/祝)	SDGsを聞いたことのない方でも体験的に理解できるカードゲームを通して、SDGsがなぜ必要なのか、どんな可能性があるのかを立場や価値観の異なる人たちが共に楽しみながら学び、地域の教育力向上を目指す。	NPO法人しみんシップnet 代表理事 船坂 礼子
64	後援	第37回尾張旭市小学生サッカー大会	尾張旭市南グラウンド	平成31年 1月12日(土)から 13日(日)まで	社会体育の一環として、小学生のサッカー振興とサッカー競技を通して同世代の児童の友好を深めるために開催する。	尾張旭市サッカー協会 会長 松田 賢
65	後援	ヒューマンアカデミーロボット教室 体験授業	グローバルタウン尾張旭店 2階レンタルスペース	平成30年 12月15日(土)	ロボット・プログラミング教育への認知向上に貢献し理系人材育成を促進する。	ヒューマンアカデミー株式会社 ジュニアマネージャー 水口 功

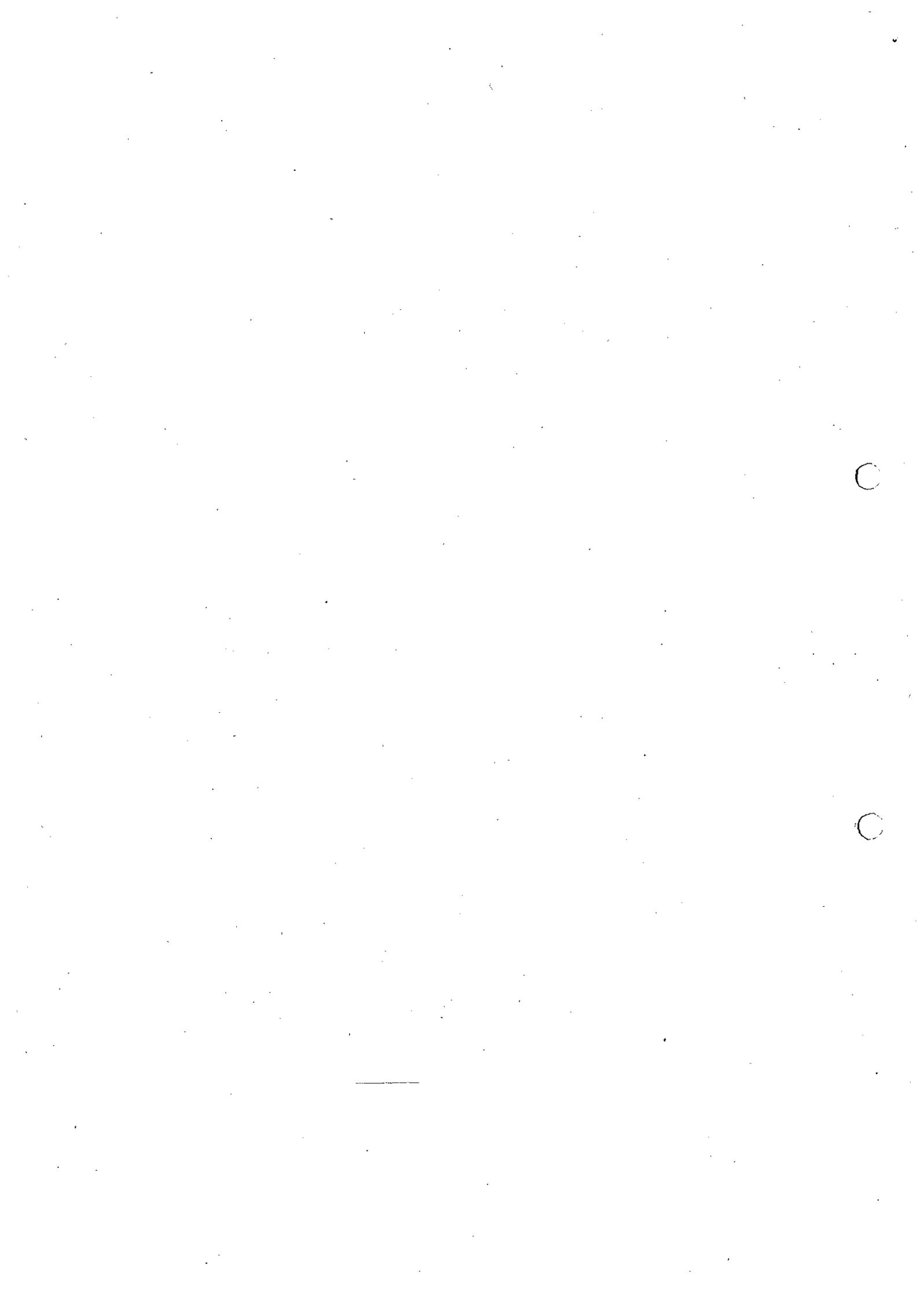
66	後援	ユースホステル協会 2019年 春休み体験 教室	東京都、千葉県、京都府、大阪府、和歌山県、広島県、愛媛県、山口県、福岡県	平成31年 3月26日 (火) から 31日 (日) まで	子どもたちが親元を離れ、学校や家庭生活とは異なった体験をすることで、自主性、責任感、思いやり、力強く生きる力を身につけさせる。	愛知ユースホステル協会 理事長 太田 孝
67	後援	バドミントン講習会	尾張旭市総合体育館2Fアリーナ	平成31年 3月24日 (日)	バドミントン技術の向上と楽しさを味わってもらい、さらに本市が目指す健康都市に相応しい地域の活性化となるよう講習会を開催する。	尾張旭市バドミントン連盟 理事長 内田 春喜

許可件数6件 (後援5件 推薦1件)

※新規の団体は番号に下線

## 2 情報公開請求について

請求年月日	平成30年11月7日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	1 平成30年度尾張東部教科用図書採択地区協議会 第1回研究員打合せ 会 議事録 2 平成30年度尾張東部教科用図書採択地区協議会 第2回研究員打合せ 会 議事録 3 平成30年度尾張東部教科用図書採択地区協議会委員名簿 4 平成30年度尾張東部教科用図書採択地区協議会研究員名簿 5 平成31年度使用教科書用図書採択日程について 6 尾張東部教科用図書採択地区協議会規約
決定年月日	平成30年11月15日
開示区分	全部公開
開示文書名	上記請求内容のとおり
担当部署	教育行政課
備考	



# 1 平成30年度第2回尾張旭市社会教育委員会の結果について

## 1 開催日時

平成30年11月20日（火）午後1時30分から午後2時49分まで

## 2 開催場所

中央公民館 3階 301会議室

## 3 議題等

### (1) 委員長選出

玉置委員長の逝去に伴い、委員長の選出を行った。委員の互選により、堀田実委員が新たに委員長に選出された。

### (2) 報告事項

ア 第24回尾張旭市生涯学習フェスティバルについて

- ・ 文化会館が使用できないという要因があり、フェスティバル参加団体が前年度より減少している。参加団体が固定化している印象があるので、今後新たな団体に参加を呼びかけるよう要望された。

イ 施設利用料減免制度の検討状況について

ウ 中央公民館パソコン講座の見直し（案）について

- ・ 今後、中央公民館パソコン室のあり方を総合的に判断していくことを説明。パソコンを更新するのであれば、講座のみならず一般の利用もできると望ましい旨の意見をいただいた。

エ 公民館における空調設備の改修工事について

オ 図書館館外貸出券更新事務について

カ 視聴覚資料研磨機の購入について

キ 図書館のあり方検討について

- ・ 図録などのカラー資料を複写したいという要望があり、図書館にカラーコピー機を導入するよう要望された。

ク 尾張旭市文化会館の指定管理者の指定について

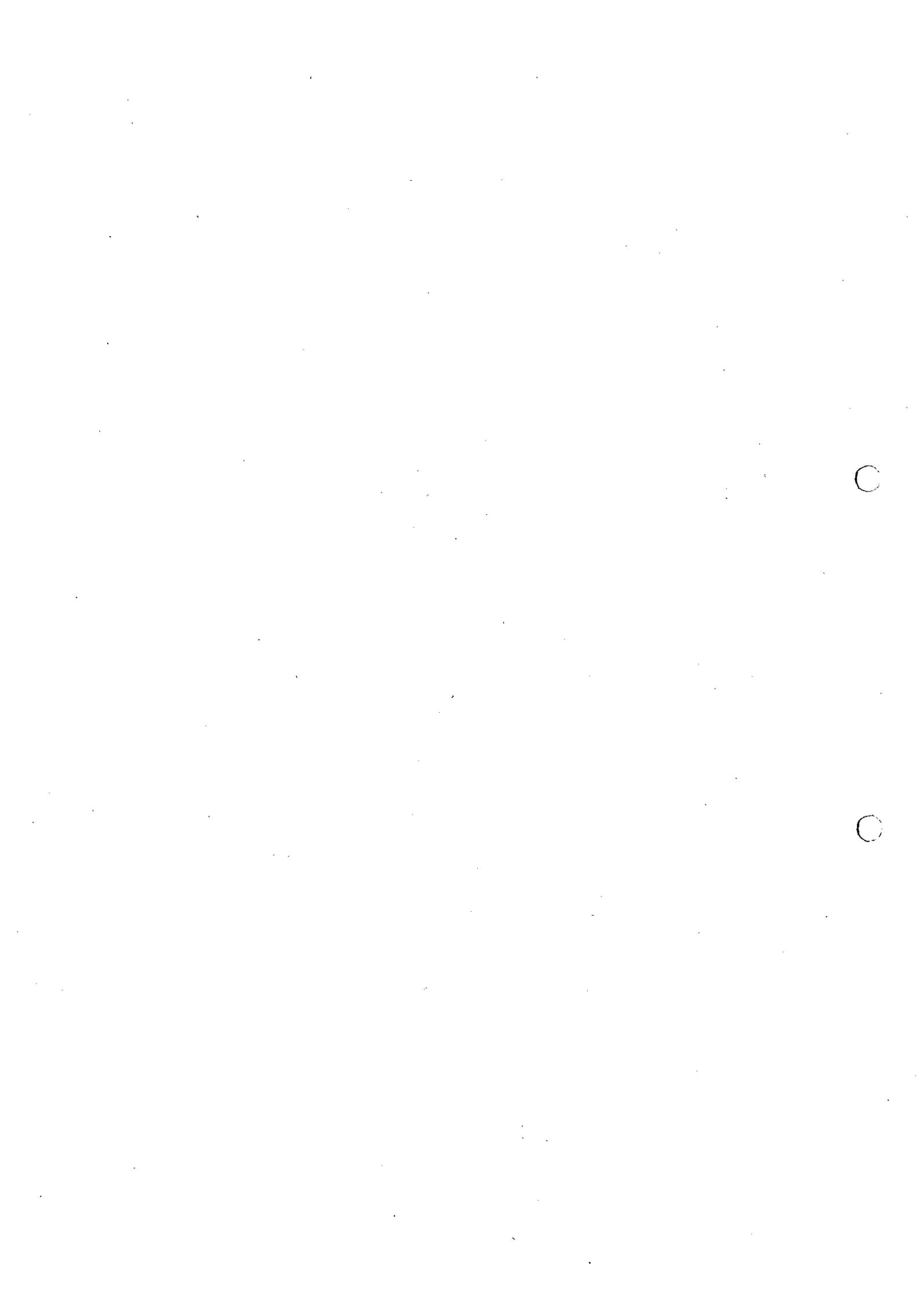
ケ 晴丘テニスコートの利用状況について

### (3) その他

ア 研修等報告

- ・ 10月18、19日に開催された東海北陸社会教育研究大会及び11月15日に開催された愛知県社会教育委員連絡協議会東尾張支部研修会に出席された委員から、所感等を報告いただいた。

イ 今後の予定について



## 1 図書館のあり方検討について

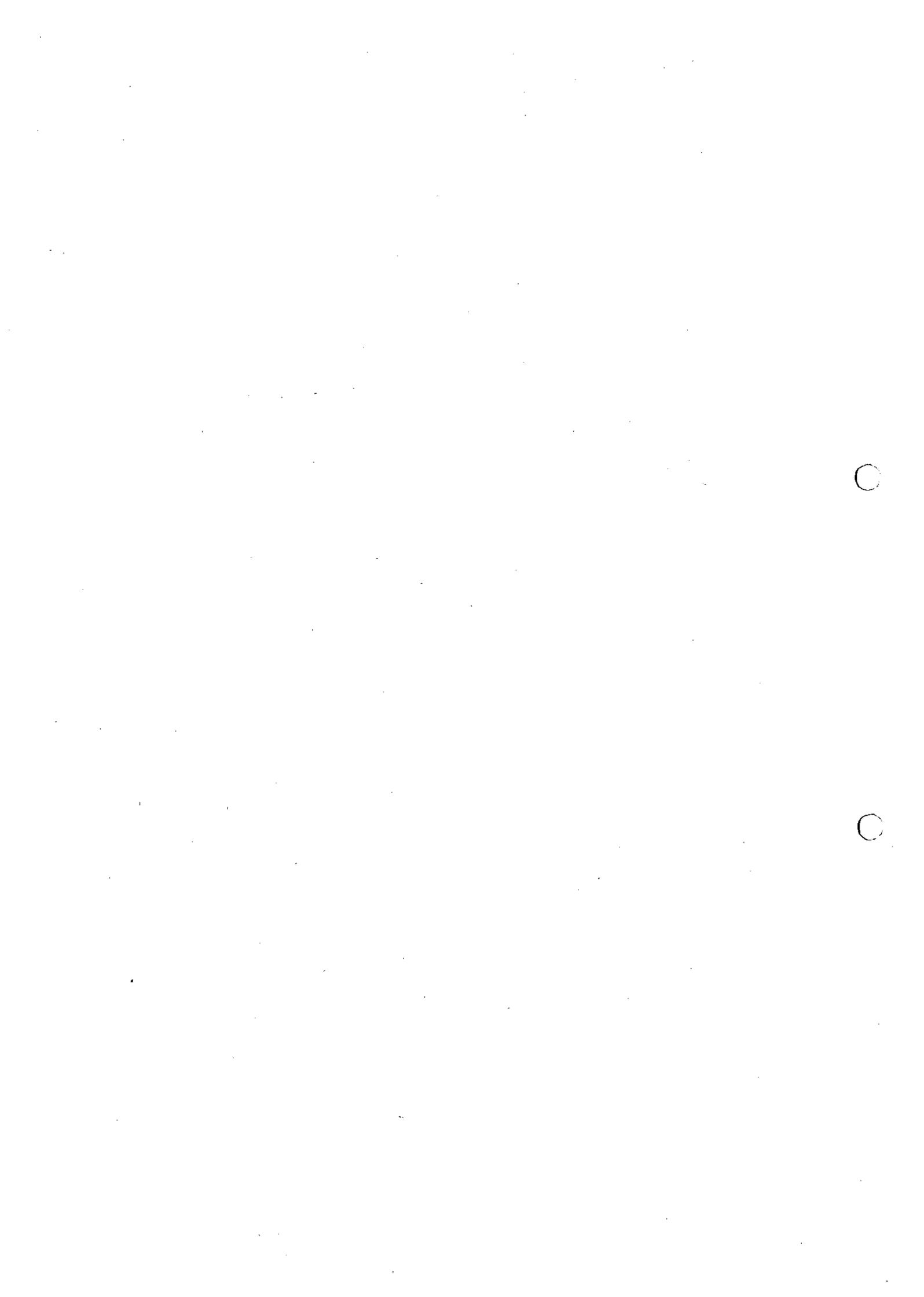
### 1 図書館のあり方検討にかかる勉強会について

尾張旭市立図書館は、昭和56年の開館以来約37年が経過しており、様々な課題に対応していく必要がある。

平成29年度に、まずは教育委員会内で勉強会を立ち上げ、尾張旭市立図書館の現状把握を行いながら近隣図書館の状況を調査しつつ、今後の図書館のあり方について検討を行っている。

### 2 勉強会における図書館の現状分析

現在の図書館は、立地が良く、施設がコンパクトで資料が探しやすい一方で、施設の老朽化が進行し、設備が時代に合っていない、バリアフリー化がなされていない、日本図書館協会の基準を満たしていないなどの課題を抱えている。



# 1 平成30年度尾張旭市民文化祭実施結果について

事業名 項目	第44回 市民展
期 日	10月28日(日)～11月4日(日)
会 場	スカイワードあさひ
応募数	出展総数：374点 ・絵画 123点 ・書道 71点 ・写真 68点 ・彫塑工芸 50点 ・文芸 62点 (短歌、俳句、川柳)
入場者数	約6,550人

※文化会館改修工事に伴い、市民芸能発表大会及び市民音楽祭は中止。  
来年度は従来どおり3事業で実施予定。

(参考) 平成29年度

	市民展	市民芸能発表大会	市民音楽祭
応募数・ 出演者数	366点	28団体(583人)	20団体(約520人)
入場者数	約6,400人	約1,400人	約1,500人

## 2 平成30年度新春ふるさとカルタ会の開催について

### 1 趣旨

「尾張旭ふるさとカルタ」を用いたカルタ会を実施する。カルタを通じふるさと尾張旭市の良さを知り、市民のふるさと意識の醸成を図る。

### 2 日時

平成31年1月20日（日）午後1時30分から

### 3 会場

渋川福祉センター くすのきホール

### 4 対象

- (1) 市内在住・在学の小学生（小学生の部）
- (2) 市内在住・在勤・在学の中学生以上（一般の部）

### 5 開催内容

- (1) 小学生の部は、低学年・中学年・高学年ごとにグループ分けをする。小学生の部、一般の部ともにカルタ取りを2回行う。
- (2) 各グループで表彰を行う。

### 6 募集定員

小学生合計100人及び一般50人（定員を超えた場合は抽選）

### 7 募集方法

12月15日号広報おわりあさひへの記事掲載と主要な公共施設及び市内各小・中学校長へ児童・生徒へのちらし配布を依頼済み（応募期限：12月25日）

※文化スポーツ課文化振興係へ郵送、FAX、電子メール又は直接申し込み

### 3 第33回尾張旭市民ジョギング大会の開催について

#### 1 趣旨

多くの市民が爽やかな汗を流すとともに、スポーツに親しむことで、健康づくりの推進を図る。

#### 2 日時

平成31年1月27日(日) 雨天決行

- ・受付 午前9時～午前9時30分
- ・開会式 午前9時40分
- ・スタート 午前10時

#### 3 会場

愛知県森林公園(植物園)・維摩池周辺〔受付場所 植物園東門〕

#### 4 部門

- (1) 0.7kmコース〔年齢制限なし、小学生未満要保護者〕
- (2) 2kmコース〔小学生以上〕
- (3) 5kmコース〔中学生以上〕※50分以内に完走できる方
- (4) 10kmコース〔高校生以上〕※1時間30分以内に完走できる方

#### 5 参加資格

市内に在住、在勤、在学で希望のコースを完走できる方  
※市外の方(在勤、在学除く)は先着200人まで可

#### 6 定員

先着2,500人(市外200人含む)

#### 4 愛知万博メモリアル第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の結果

##### について

1 日 時 平成30年12月1日(土) 12時25分スタート

2 場 所 愛・地球博記念公園内、周回コース

3 天 候 晴れ

4 参加チーム数 54チーム(愛知県全市町村)

5 選手等 9区間 28.7km

区間	距離	区分	氏名	所属	区間順位	全体順位
第1区	2.8km	中学生女子	丹羽 琴音	西中学校3年	10位	10位
第2区	4.7km	ジュニア男子	有路 翔	高蔵寺高校2年	24位	16位
第3区	3.9km	40歳以上	有路 義敦	県立守山高校	30位	25位
第4区	1.1km	小学生女子	橋本 百叶	三郷小学校6年	22位	24位
第5区	3.2km	中学生男子	平井 翼	西中学校2年	20位	23位
第6区	1.1km	小学生男子	寺田 朝陽	城山小学校5年	24位	24位
第7区	3.2km	一般女子	有働 奈穂	中京大学1年	36位	29位
第8区	3.9km	ジュニア女子	野村 晶美	旭野高校1年	32位	31位
第9区	4.8km	一般男子	滝川 一興	岐阜市消防本部 岐阜中消防署	22位	30位

6 結 果 市の部(38市) 30位 (前年度:26位)  
1時間40分40秒(速報値)  
全体(54市町村) 33位 (前年度:30位)

第17号議案

尾張旭市教育振興基本計画の改訂について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第3号の規定に基づき、付議するものとする。

平成30年12月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

提案理由

この案を提出するのは、平成26年度から平成35年度の計画期間で策定した尾張旭市教育振興基本計画について、平成30年度に前期計画期間の満了を迎えるため中間見直しを実施し、所要の整備を図るため必要があるからである。

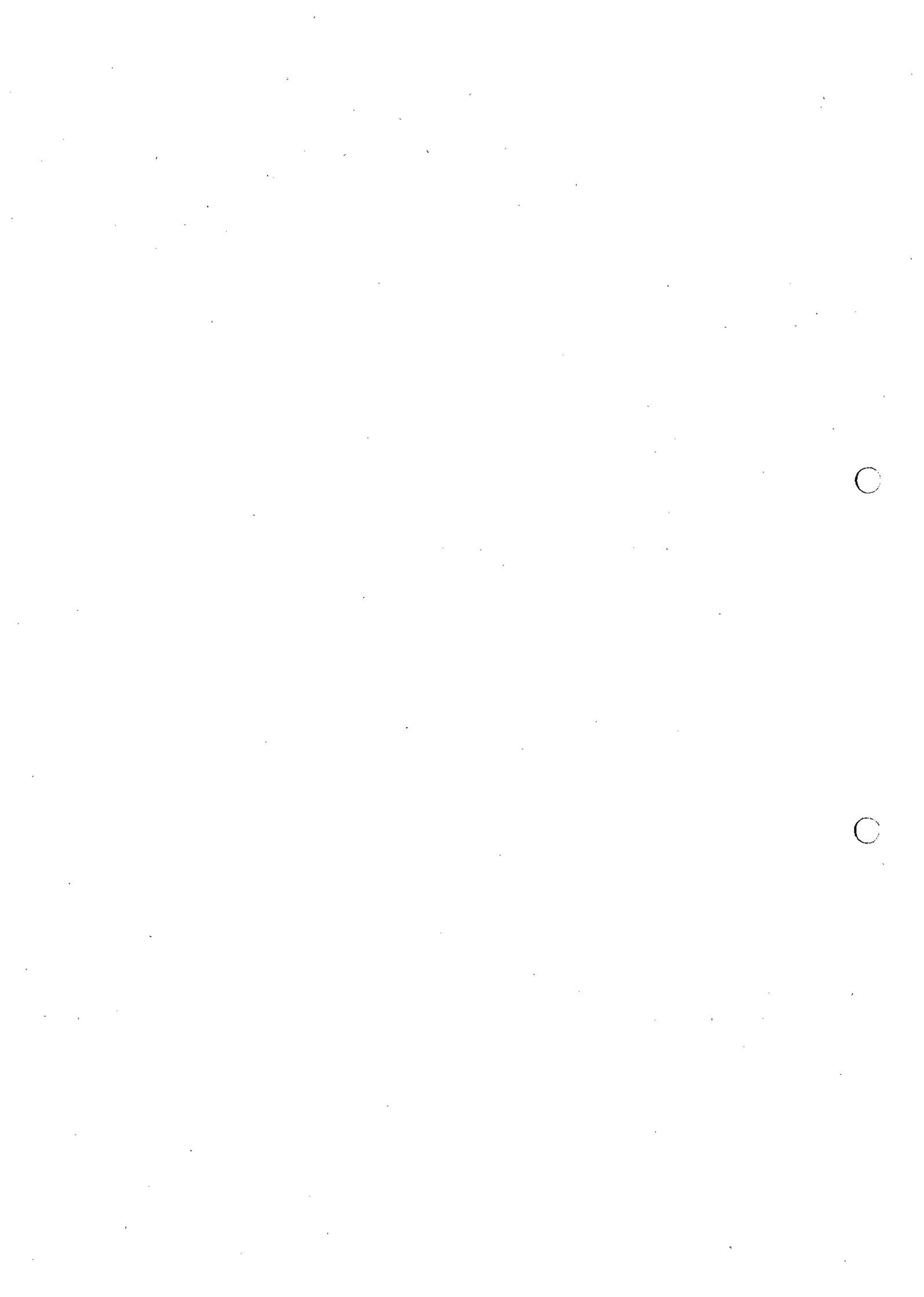
C

C

尾張旭市教育振興基本計画 (改訂版)  
(案)

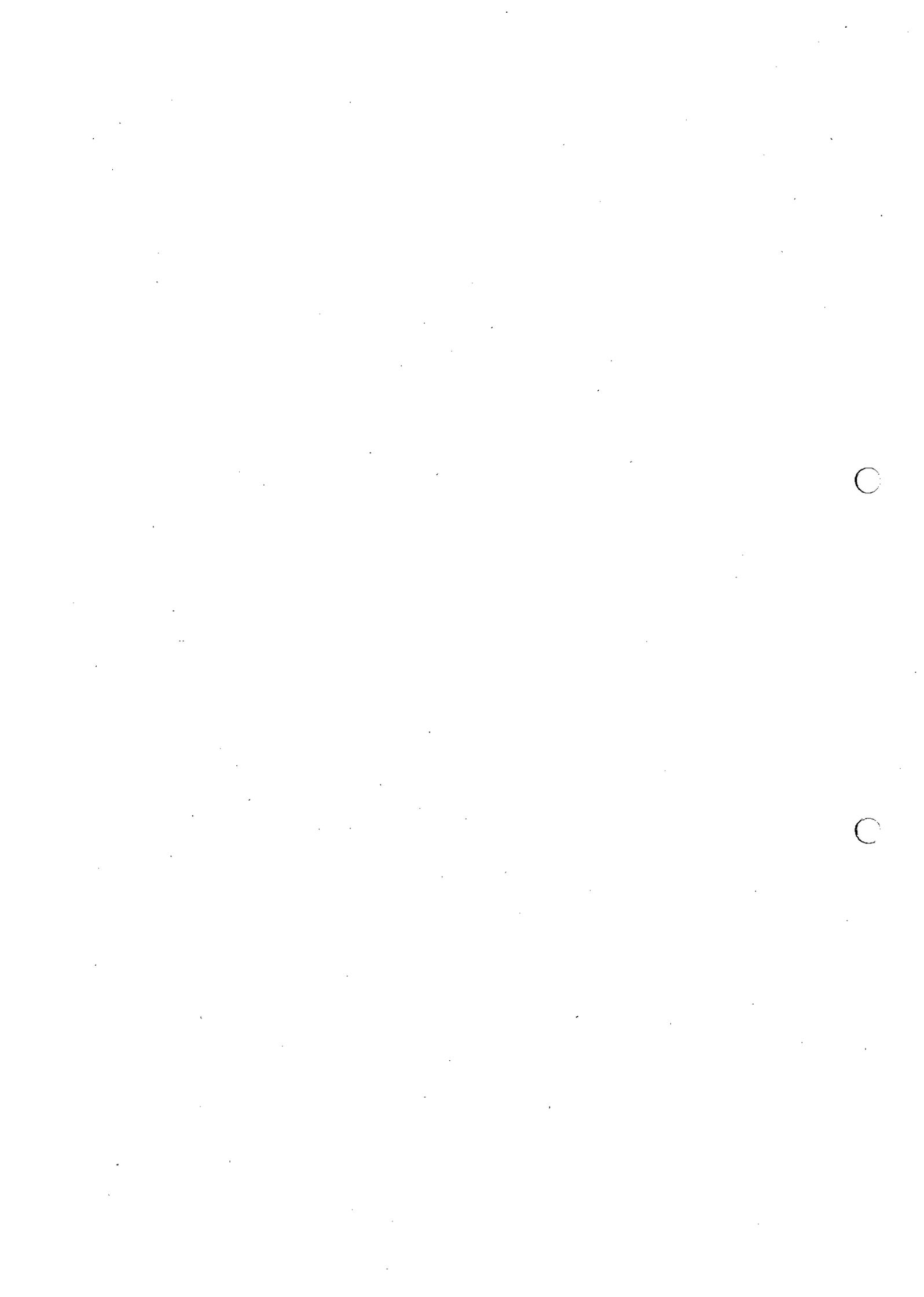
平成 26 年度～平成 35 年度 (平成 30 年度改訂)

尾張旭市教育委員会



## 〔目 次〕

第1章 計画の見直しにあたって	1
第1節 計画見直しの趣旨	1
第2節 計画見直しの背景	1
第3節 計画見直しの考え方	3
第2章 施策の展開	4
第1節 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	4
第2節 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進	12
第3節 総合的な教育連携の推進	21
第4節 豊かな人生を彩る生涯学習の振興	29
第5節 心の豊かさを感じる文化の継承と振興	34
第6節 健やかな人生を拓くスポーツの振興	38
資料編	43



## 第1章 計画の見直しにあたって

### 第1節 計画見直しの趣旨

尾張旭市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の期間は、2014年度（平成26年度）から2023年度までの10年間としていますが、前期の5年が経とうとし、計画策定時からの制度改正や社会情勢の変化などを勘案すると、計画の内容に食違いが生じています。

ここで必要な見直しを行うものとします。

### 第2節 計画見直しの背景

計画の見直しにあたり、本市を取り巻く教育環境の変化や近年の動向を確認しました。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正法により、第一に、教育行政の責任体制の明確化、第二に、迅速な危機管理体制の構築、第三に、地域の民意を代表する首長との連携の強化、第四に、いじめによる自殺事案等の問題に対して、国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることとされました。

#### いじめ防止対策推進法の施行

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的かつ効率的に推進できるよう尾張旭市いじめ防止基本方針を定めました。今後は学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等が求められています。

#### 道徳の教科化

道徳教育の実質化及びその質的転換を図るため、文部科学省においては、平成27年3月に、これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と位置づけるため学習指導要領等の一部改正を行いました。この改訂に伴い、小中学校では、「考え、議論する」道徳科として、授業方法の改善や評価の在り方の検討など、新たな対応が求められています。

#### 学習指導要領の改訂

子どもたちが、未来社会を切り開く「資質・能力」を育成するため、社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、質の高い学習課程を実現するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた授業改

善の取り組みを実現します。また小学校中学年から外国語活動を行うことや高学年から英語を教科化とすることの対応が必要です。

#### 教員の多忙化解消

教員の多忙な状況を改善し、子どもとしっかりと向き合う時間を確保することは、教員の健康の確保に関わる問題であると同時に、本市の教育水準の維持・向上に関わる重要な課題として捉える必要があります。

#### 地域学校支援推進事業の展開

社会の在り方が大きく変化する中で、日々、複雑化・多様化する教育課題に対応していくためには、学校、家庭、地域が責任を分かち合い、連携協力しながら、社会総がかりで地域の子どもの教育に取り組んでいくことが重要になっており、学校には、新たに地域づくりの中核としての役割を果たしていくことが期待されています。地域の様々な人々が学校を支援するとともに、学校が地域コミュニティの中心になるという、時代の変化を踏まえた新たな学校の姿を構築していく必要があります。

#### 子ども・子育て支援事業計画の策定

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、本市においても平成27年度から平成31年度までを期間とする「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。新制度では全ての市町村が実施主体として、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を適切に提供するよう求められています。

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。今後は障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する合理的配慮の提供が求められています。

#### 公共施設等総合管理計画の策定

平成29年3月に公共施設等総合管理計画の尾張旭市版が策定されました。公共施設等総合管理計画は、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針等を定めたものです。今後この計画に基づき、将来の財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を目指し

ていきます。

#### その他

計画策定後に、本市が取り組んだ新たな事柄を反映します。

### 第3節 計画見直しの考え方

上記背景のほか、施策を取り巻く現状と課題を踏まえながら、以下の点について見直しを行いました。

- 「基本施策」の現状及び課題
- 「基本事業」の方針及び個別事業の内容

この改訂版では、改訂箇所に関連する「基本施策」、「基本事業」及び改訂箇所を掲載することとし、尾張旭市教育振興基本計画の基本的な考え方などは改訂しないため掲載しないこととしました。

## 第2章 施策の展開

### 第1節 豊かな心・健やかな体を育む教育の推進

#### 〔現状〕

- 近年、多くの人が物質的な豊かさを実感できるようになった反面、規範意識や倫理観の低下、また目的意識を持って意欲的にものごとに取り組む姿勢が弱くなってきているという指摘があります。
  - そうした中で、昨今、学校や地域など公のために進んでボランティア活動を行ったり、地域と連携したあいさつ運動に参画したりする子どもたちが、また、中学校では部活動に一生懸命に取り組む姿が見受けられます。このこと自体は、大変喜ばしいことですが、反面、自己中心的で、他人を思いやる心に欠けるというようなどころも見受けられます。
  - いじめは、どの学校でも起こりうるととらえ、いじめを積極的に認知し対応できるようにしています。各学校では、アンケートによる実態把握、原因等の調査を行い、それを指導に反映しています。あわせて保護者や児童生徒からの相談に対しては、担任はもとより、スクールカウンセラー\*や心のアドバイザー\*による専門的な助言を行うとともに、各校に相談員を配置し、児童生徒や保護者の日常的な相談に対応しています。
  - また、いじめや不登校などの問題の解決には、指導のみならず、複雑な発生要因への対応が必要となります。子どもだけでなく、家庭への働きかけをすることができるスクールソーシャルワーカー\*を中学校区に配置し、専門機関と連携し要因の解消を図っています。
  - また、様々な要因により、不登校に陥ってしまった児童生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室\*を設置するとともに、教育に理解と熱意を有する大学生等を不登校児童・生徒の家庭にメンタルフレンド\*として派遣し、人とのふれあいなどを通して、社会性を高めるよう支援しています。
  - 一方、児童生徒の体の健康についてみると、中には太りすぎや、やせすぎの子どもたちもいて、家庭に加え、学校においても成長過程の子どもたちの健康に気を配る必要があります。本市では、子どもたちの体力や発育・健康状態を把握するために、体力テストを全ての学校で実施するとともに、発育と健康状態について学校保健会でまとめ、指導に生かすようにしています。
  - また、医食同源と言われるように食は、人の健康維持に大きな役割を果たしています。近年、ライフスタイルの変化などにより、食に関する課題が様々に生じています。そのため、児童生徒の心身の健全な発達に役立ち、食に関する正しい知識や食習慣を身につけるよう、学校給食
- スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることができる、臨床心理士のこと。  
心のアドバイザー：発達障がい等に関する相談に対応するために必要な専門的な知識と経験を有する者のこと。

センターを活用し、地元産食材を使用した給食の提供を行うなど、食育の推進を図っています。

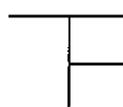
スクールソーシャルワーカー（P4）：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う者のこと。

適応指導教室（P4）：学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応し、その個々の状態に応じた指導を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育て、学校生活への復帰を図ることを目的に設置された教室のこと。

メンタルフレンド（P4）：家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、話し相手になったり、一緒に遊んだりなどしてくれる人を各家庭に派遣する制度のこと。

### 〔計画の体系〕

豊かな心・健やかな体  
を育む教育の推進



- (1) 道徳性・社会性の向上
- (2) 健康教育の推進
- (3) 食育の推進

### 〔課題〕

- 豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが、急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。
- 児童生徒の自尊感情や自己有用感を高めるとともに、互いの違いを認め尊重し合う人権意識の高揚と関わり方の教育が必要です。
- 言語能力や情報活用能力の育成、理数教育、伝統や文化に関する教育、体験学習、外国語教育、道徳教育の充実が求められています。
- 部活動において教員のサポートをし、専門的な技術指導を行うため、指導力を備えた人材を派遣し、部活動の充実を図る必要があります。専門的な技術指導に加えて、学校外での活動の引率を行うことができる人材を派遣し、教員の多忙化解消を図ることが求められています。また、健康教育を推進するうえで、体力や健康についてのデータの活用が求められています。
- 朝食欠食などの食生活の乱れ、肥満傾向の増大、過度の痩身なども見受けられるため、食習慣や健康の面からも食育の推進が求められています。
- 地元農産物を給食献立に取り入れた地産地消の取り組みの充実が求められています。

## 〔基本事業〕

### (1) 道徳性・社会性の向上

#### (方針)

- 道徳の時間では、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実践するとともに、道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通して、道徳・人権教育を行います。
- 規範意識や公德心、社会参加への意欲や態度などについて児童生徒の発達段階や実態に応じて重点的に取り組みます。
- いじめの未然防止のため、日々の教育活動を充実させ、家庭・地域と一丸となって子どもの命を守ります。
- 魅力ある学校づくりを進め、授業や行事などを通して、児童生徒の自尊感情や自己有用感を高めるとともに、心の結びつきや信頼感を高めます。
- いじめ問題や不登校への対策として、スクールカウンセラーや心のアドバイザーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちの心のケアや保護者、教職員への専門的な助言を行います。

〔個別事業〕

事業	道徳教育の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教科化された道徳の時間の理念や趣旨である、子どもたちがいじめの問題への対応等、現実の困難な問題に主体的に対処することができるよう授業改善を行い、道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にする心や思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。</u></li> <li>・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かして豊かな心を育みます。</li> <li>・ 道徳講演会や道徳授業公開、地域の先生の招へい授業などを行い、地域の人々との交流を通して、地域と一体になった道徳教育を推進します。</li> <li>・ 児童会・生徒会の自発的・自治的な活動を通して、児童生徒のボランティアや勤労の精神を培います。</li> <li>・ あさびースマイルあいさつ運動を児童生徒会活動や地域の活動と連携させ、地域・家庭・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。</li> </ul>

事業	人権教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。</li> <li>・ 教職員の研修を計画的に実施し、人権教育に対する理解と意識の向上を図ります。</li> <li>・ 人権擁護委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。</li> <li>・ 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる心や態度の育成を図ります。</li> </ul>

事業	いじめ・不登校対策の充実
概要	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対人関係にまつわる学校不適応の傾向を把握する検査を「心の発達サポート検査」として実施し、指導に生かします。</li> <li>・ 教職員への研修を通して、資質の向上を図り、いじめの未然防止や不登校対策に努めます。</li> <li>・ いじめ不登校対策委員会を中心に一人一人の児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。</li> <li>・ <u>スクールカウンセラーや心のアドバイザーやスクールソーシャルワーカー</u>を活用し、具体的な悩みや問題にこたえ、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。</li> <li>・ 児童生徒の日常的な悩みの相談や話し相手として、各学校に子どもと親の相談員や心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等を未然に防止する体制を整えます。</li> </ul> <p>(いじめ対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いじめ防止対策推進法の目的や基本理念を達成するよう、市・教育委員会・学校等のいじめ防止等に関する機関等により構成される、「尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等の連携を図ります。</u></li> <li>・ <u>いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する附属機関の「尾張旭市いじめ問題専門委員会」を設置し、いじめ防止等のための施策に関する調査研究を行うとともに、重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合に調査を行います。</u></li> <li>・ 全児童生徒を対象にいじめ実態調査を実施するなど、児童生徒一人一人の心の様子を把握するために定期的にアンケート調査を行います。</li> <li>・ いじめ・不登校対策委員会の事業を通して、家庭・地域への啓発に取り組むとともに、家庭と学校が緊密な連携を図り、いじめの早期発見・解決や未然防止に取り組めます。</li> <li>・ 心の教育推進活動や人権週間を通して、共感できる力や思いやりの心を育てます。</li> </ul>

	<p>(不登校対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適応指導教室「つくしんぼ」を活用し、心理的・情緒的な理由による不登校児童生徒を対象に、集団活動への適応を促し、学校への復帰を目指します。</li> <li>・ 教育に理解と熱意を有する大学生等を不登校児童の家庭にメンタルフレンドとして派遣し、よき相談者の立場から接し、児童生徒の社会性の向上を図るよう支援します。</li> <li>・ 不登校児童生徒への情操教育として定期的な乗馬体験を行います。</li> </ul>
--	---

## (2) 健康教育の推進

(方針)

- 体力の向上を図るとともに、健やかな心身の育成をめざした学校体育の充実を図ります。
- 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる学校体育を推進します。
- 部活動の振興を図り、活動を支援します。

〔個別事業〕

事業	体力の向上と健康の増進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健やかな心身の育成を図るため、体力テストの結果や学校保健会がまとめた発育と健康状態から、児童生徒の実態把握に努め、分析結果を指導に生かします。</li> <li>・ 専門的な技術や指導力を備えた講師の登録制度を導入するなどマンパワーの確保を図り、部活動の活性化に努めます。</li> <li>・ 規則正しい生活習慣の確立を図るため、早起きを推奨し、あいさつ運動を行います。</li> </ul>

### (3) 食育の推進

#### (方針)

- 安全・安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を提供します。
- アレルギー対応給食を安全・安心に提供するよう徹底します。
- 子どもたち自身が食に対する基礎知識を習得し、健全な食生活を送ることにより、良好な食習慣を形成できるよう、食育\*の推進を図ります。

#### 〔個別事業〕

事業	栄養バランスのとれた学校給食の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の心身の健全な発達に役立ち、食に関する正しい知識や食生活の習慣を身につけるよう、安全・安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を継続的に提供します。</li> <li>・ 引き続き安全・安心なアレルギー対応給食の提供を行うとともに、乳及び卵以外のアレルギー対応給食の検討を行います。</li> </ul>

事業	食育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食センターを活用して、試食会、親子料理教室、給食献立コンテストなどを通し食に対する意識の醸成を図ります。</li> <li>・ 大学教授等を招いて、食育講演会を実施するとともに、各学校に講師や栄養職員を派遣し、食育に関する学びの場を提供します。</li> <li>・ 地元でとれた食材を積極的に学校給食の献立に取り入れ、地産地消*を推進します。また、市内小学校の児童と地元生産者と給食を一緒に食べるふれあい給食を実施します。</li> <li>・ 朝ごはんメニューコンテスト等を通し、健康的な食生活習慣を身につけさせます。</li> </ul>

食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

地産地消：地域で生産された様々な食材をその地域で消費すること。本市では、地元食材であるプチベールを使用した「尾張旭風ポトフ」や、イチジクを使用した「いちじくタルト」を提供するなど、取り組みを進めている。

## 第2節 良好な環境の中で確かな学力を育む教育の推進

### 〔現状〕

- 日本における科学技術は、医療や物理、化学、工業など多くの分野で非常に高い水準を誇っており、世界各国から注目されています。その要因としては、日本の高い教育力を挙げることができますが、日本の国力の維持増進を図るためには、引き続き学力の向上に注力していく必要があります。
- 現在、子どもたちの学力は、国際的にみれば上位の成績にありますが、一方で学習習慣が身についておらず自ら学ぶ力や思考力、判断力、表現力に課題があるという指摘もあります。
- こうした中、2020年度に小学校で、2021年度に中学校で新学習指導要領が実施され、小学校中学年での外国語活動の実施、高学年での外国語の教科化などの見直しを行っています。そして、その中で、知識及び技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等を育み、学びに向かう力、人間性等の涵養<sup>かん</sup>を図るとともに、国際理解教育、情報教育、環境教育、キャリア教育\*、防災教育などの今日的な課題への対応や特色ある学校づくり\*を行っています。また、こうした教育を進めていくために、市単独で非常勤講師を配置し、少人数指導授業\*を推進しています。
- 一方で、特別に支援が必要な児童生徒に対しては、こどもの発達センター\*と連携し、個に応じた指導の充実を図っています。肢体不自由の児童生徒に対しては、東栄小学校と東中学校を拠点校として整備しています。なお、本市の子どもたちも在籍する瀬戸市立瀬戸特別支援学校については、隣接市にあり、設備も充実していることから、その就学先の一つとして重要な選択肢となっています。
- また、子どもたちの確かな学力を育むためには、教職員の指導力や資質向上を図る必要があります。このため、本市では各校の課題に応じ、年間を通して指導を受けることができるようスーパーバイザーを招へいするとともに、教員の採用年次、職務階層、教育課題別の研修など、各種研修を企画・実施しています。さらには、教科等の研究を進めるため、教科領域ごとに「教科等研究員」を配置し、研究成果を基に各校の現職研修で指導しています。
- 加えて、教育センターに教育研究室を設置し、教員を退職した者を研究員に委嘱して、各種研修、教育相談や学校支援ボランティアのコーディネートなど様々な課題に対応しています。
- 学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、学校体育施設の開放、災害時の避難所としての運用など地域の拠点施設としての位置付けもあります。しかし、この多くが、昭和40年代から50年代に建設されており、現在は、施設の大規模な改修時期を迎え、本地原小学校のそれを端緒として計画的に改修を進めています。

## 〔計画の体系〕

良好な環境の中で確かな  
学力を育む教育の推進

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 現代的な課題に対応した教育の推進
- (3) 個に応じたきめ細かな指導の充実
- (4) 特色ある学校づくりの推進
- (5) 教職員の資質向上
- (6) 教育環境の整備

## 〔課題〕

- 知識基盤社会の到来や、グローバル化の進展など急速に社会が変化する中において、基礎的な知識・技能を習得させ、言語活動の中でそれらを活用し、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力を高める必要があります。
- 現代的な課題である情報、環境、防災などに対応するための教育が求められています。
- 個性を伸ばし、学習内容を確実に身に付けさせるためには、指導法の工夫や児童生徒へのきめ細かな指導が不可欠であり、少人数指導等の充実を図る必要があります。
- 児童生徒が自分の学校に誇りを持ったり、郷土に愛着を持ったりできるように地域の特性を生かし、地域に根付いた教育を進めるために特色ある学校づくりを進めることが必要です。
- ベテラン教員の退職と若手教員の急増に対応するため、若手、中堅、ベテラン、リーダー等の階層ごとに指導力の向上を図る必要があります。
- 児童生徒の教育環境を改善し、安全で快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の計画的な改修と施設の質的改善や、必要な備品の更新を図る必要があります。また、非構造部材の耐震対策や災害時の非常電源の確保など、新たな課題への対応も必要です。
- 教員の多忙な状況を改善し、子どもとしっかりと向き合う時間を確保することが求められています。

キャリア教育（P12）：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと。

特色ある学校づくり（P12）：各校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や地域の実態を踏まえて、創意工夫を凝らした学校づくりを実施すること。

少人数指導授業（P12）：学級を2つ以上の学習集団に分けたり、複数の教員が1つの学級を指導したりする授業のこと。

こどもの発達センター（P12）：心身の発達に遅れや心配のある子どもの早期発見と発達支援を目指し、保護者の子育ての不安解消や、今後の成長に合わせた適切な関わりを行う場所のこと。

〔基本事業〕

(1) 確かな学力の育成

(方針)

- 新学習指導要領において示された、「何を理解しているか、何ができるか」という知識・技能、「理解していること・できることをどう使うか」という思考力・判断力・表現力等、「どのように社会・世界とかがわり、よりよい人生を送るか」という学びに向かう力・人間性等の3つの資質・能力の育成を図ります。

〔個別事業〕

事業	基礎的・基本的な知識・技能の定着
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な学び方の定着を必須とし、各校の重点指導目標として取り組みます。</li> <li>・ 児童生徒の発達段階や特性を把握し、学習内容の系統性や指導方法などを吟味することで分かる授業が行えるよう市の教科等研究員を活用した授業研究などに取り組みます。</li> </ul>

事業	思考力・判断力・表現力等の育成
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各教科等の授業で、体験から感じ取れたことを表現したり、情報を分析・評価し論述したりするような言語活動を充実させます。</li> <li>・ <u>「主体的・対話的で深い学び」を創造して、学校教育における質の高い学びを実現するために、授業研究など研修を行い、教員の授業力の向上に努めます。</u></li> </ul>

事業	学びに向かう力・人間性等の <sup>かん</sup> 涵養
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>学んだことの意義を実感でき、人生や社会に生かせるような学習活動を充実させます。</u></li> </ul>

## (2) 現代的な課題に対応した教育の推進

(方針)

- 情報教育やキャリア教育、防災教育など現代的な課題に応じた教育を推進します。
- 新たな課題が発生した場合には、適宜適切にそれらに対応した教育ができるよう努めます。

### 〔個別事業〕

事業	情報教育の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT*機器を利用し、情報を適切に活用できる力を高めます。</li> <li>・ 各小中学校の学年に応じて、情報通信技術の役割や影響を理解させ、情報モラル*についての的確な判断ができる能力を育成します。</li> <li>・ 電子教科書など時代に応じた教材を用いた指導を行います。</li> <li>・ <u>情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、論理的に考えていく力を育成するため、プログラミング教育を実施します。</u></li> </ul>

事業	国際理解教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>小学生は、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、加えて高学年において「読むこと」、「書くこと」を総合的・系統的に扱い、</u>中学生は、英語による実践的なコミュニケーション能力を高めることができるよう、各小中学校にALT*を派遣し、ネイティブスピーカー*による英会話指導等を行います。</li> <li>・ 外国の自然や文化に直接触れ、国際的視野に立って主体的に行動できる人材育成の機会として、中学生を対象とした海外研修事業を実施します。</li> </ul>

事業	環境教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみゼロ運動など、地域の清掃活動への参加を促し、環境教育の推進を図ります。</li> <li>・ ごみの分別収集やリサイクル、省エネルギー、節電など環境についての意識の向上を図ります。</li> <li>・ 避難所ともなる学校施設に太陽光発電の設備を整備し、非常時の電源確保を図るとともに環境教育に役立てます。</li> </ul>

ICT：Information and Communication Technology「情報通信技術」の略であり、情報関連技術とその活用を目指すこと。

情報モラル：インターネットや携帯電話などの普及に伴い、非常に多くの情報に接することができる情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度のこと。

ALT：Assistant Language Teacher「外国語指導助手」の略であり、児童生徒の英語発音や国際理解教育の充実を目的に小中学校に派遣される者。

ネイティブスピーカー：ある言語を母国語として話す人のこと。ここでは、英語を母国語とする人。

事業	キャリア教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。</li> <li>・ 市商工会と連携し、市内企業の協力のもと、小学校では「職業にふれる」機会づくりを、中学校では「職場体験学習」を進めます。</li> </ul>

事業	防災教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学生を対象とした普通救命講習会の実施等により防災意識の向上を図ります。</li> <li>・ 小中学校ごとに、ハザードマップ*を作成し、児童生徒、家庭、地域等と協力して、危険箇所の把握や防災教育を行います。</li> <li>・ 市防災担当課と連携し、中学生の防災訓練への参加を促します。</li> </ul>

事業	防犯教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校 1 年生を対象に警察署の協力を得ながら防犯教室を行います。</li> <li>・ 小学校 1 年生への防犯ブザーの配付や「かけこみ 110 番」の場所を児童生徒に周知することにより防犯意識の高揚に努めます。</li> <li>・ 交通安全教育や薬物乱用防止教育など、自らの命を自ら守るよう、子どもたちの危機回避能力の育成を進めます。</li> </ul>

事業	郷土教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な学習の時間*などで、地域の伝統文化である「棒の手」、「ざい踊り」、「打ちはやし」などの地元の講師による指導を通して、地域の伝統文化を学び、豊かな心を育てます。</li> <li>・ 小学校社会科副読本「きょうどあさひ」、中学校社会科副読本「尾張旭」を教科書の改訂に合わせて編集、作成し、郷土の学習に活用します。</li> </ul>

事業	消費者教育の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育を推進するとともに、教職員の研修を実施します。</li> </ul>

ハザードマップ：災害による被害を予測し、危険箇所を地図上に表したもの。

総合的な学習の時間：変化の激しいこれからの社会に対応できるよう、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力など、生きる力を育てることをねらいとするもの。

### (3) 個に応じたきめ細かな指導の充実

(方針)

- 少人数での授業を実施するために少人数指導対応教員を配置し、より個に応じたきめ細かな指導を進めます。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人の教育ニーズを把握し、保護者、専門家、医療機関などとの連携を図りながら、個々の特性に応じた適切な指導を全校体制で推進します。

#### 〔個別事業〕

事業	少人数指導授業の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県費教職員の配置を補うため、市費による少人数指導対応非常勤教員を小中学校に配置し、各校で算数や数学などの授業において少人数指導授業を充実させます。</li> </ul>

事業	特別支援教育*の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校生活指導補助員*を各校に配置し、通常学級や特別支援学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒の学校内での生活や学習を支援します。</li> <li>・ 発達障がいに関する専門知識を有する金城学院大学の大学院生等を特別支援教育支援員として各校に派遣します。</li> <li>・ 特別支援教育支援員による発達障がいについての詳細な観察や記録をもとに、発達障がいについての理解と指導方法の改善を行いその成果を共有します。</li> <li>・ 通級指導教室*を通して、特別な支援が必要な児童への個別指導を行います。</li> <li>・ 特別な配慮が必要な児童生徒が、一人一人の障がいの状況に応じた教育が受けられるよう、瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒数等に応じ、財政的な負担を行います。</li> <li>・ 個に応じた適切な支援を行うために、こどもの発達センターと連携します。</li> </ul>

特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

学校生活指導補助員：発達障がい等、個々の配慮を必要とする子どもたちへの学習や生活面での適切な指導・支援について、個々の学習を充実させるとともに、学級全体の指導が十分行われるように配置された者。

通級指導教室：通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じた指導を行うための教室のこと。

#### (4) 特色ある学校づくりの推進

(方針)

- 各小中学校は、児童生徒の実態や地域の特性を考慮し、生きる力を育む特色ある学校づくりに取り組みます。
- 各小中学校は、目指す学校像を表したグランドデザイン<sup>※</sup>に特色ある学校づくりの内容について表記します。

#### 〔個別事業〕

事業	地域と連携した独自の学校運営
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各学校で地域の実態や特性を把握し、地域の伝統文化を学ぶなど地域との連携を図り、創意工夫を活かし、特色ある学校づくりに取り組みます。</li><li>・ 各学校は、日ごろの教育活動の成果と課題、児童生徒の様子などをもとに学校の将来像を描き、その実現に向けての課題等を整理し、取り組むべきことを明確に表現したグランドデザインを作成します。</li><li>・ 開かれた学校を目指し、学校公開の状況、学校のグランドデザイン、学校の教育目標や指導方針など、学校の情報を積極的にホームページや学校だよりを通して発信します。</li><li>・ P T Aと連携し、地域や保護者の力を学校運営に生かします。</li></ul>

グランドデザイン：学校の教育目標・方針・理念に向かって取り組んでいこうとする教育活動と学校経営の全体構想図であり、各校の特色などをわかりやすく1枚の図にしたもの。

## (5) 教職員の資質向上

(方針)

- 様々な教育課題に対し、教育各分野の優れた指導者による研修を行い教職員の資質向上を図ります。
- 教育講演会や各種研究会・研修会、教育論文の募集などを実施し、教職員の指導力向上を図ります。
- 授業準備や児童生徒と向き合う時間の増加を図ります。

### 〔個別事業〕

事業	教職員研修の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様々な教育課題に対し、その克服や改善を図るため、教育の各分野の優れた指導者を講師に招へいした研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。</li><li>・ 教育フォーラムの開催、各種研修の実施、教育論文の募集事業などを通して、教職員の資質向上を図ります。</li><li>・ 教員を退職した者などを教育研究室研究員に委嘱し、豊富な経験をもとに、教育研究の指導をはじめ、保護者や教職員への相談活動や学校支援ボランティアのコーディネートなど、学校を取り巻く様々な課題に対応します。</li></ul>

事業	教員の負担軽減
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>長期休業中に学校閉校日を設け、教員の夏季休暇や年次休暇の取得を推進し、心身の健康増進など教員の負担軽減を図ります。</u></li><li>・ <u>長時間労働の是正に向けて、教員の出退勤時間記録の電子化について研究を深め、教員による記録や集計事務の負担軽減を図ります。</u></li></ul>

## (6) 教育環境の整備

### (方針)

- 児童生徒が快適な施設環境の中で学校生活を送ることができるよう、大規模改造工事を中心とした施設の長寿命化や質的向上を図ります。
- ICT対応の機器を整備する際には、教育現場の意見を基に、教育効果が高く、利用しやすい整備を図ります。
- 児童生徒が安全に登下校できるように、交通安全の観点から危険がある箇所を的確に把握し、その改善を図ります。

### 〔個別事業〕

事業	学校施設の環境整備
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経年により老朽化した学校施設の損耗、機能低下の改善を図るため、大規模改造工事を軸に、施設の長寿命化、質的な向上を推進します。</li><li>・ 今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、地域と連携した学校施設の有効利用を図るなど、今後の施設のあり方を検討します。</li></ul>

事業	ICT化への対応
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ コンピュータ端末等、児童生徒及び教職員の必要とする機器について、導入の方針を策定し、計画的に整備を図ります。</li><li>・ 情報管理を徹底するとともに、人為的な過誤や悪質な侵入等を防ぎ、児童生徒及び教職員が安全に情報機器を使用できるよう、ネットワークの整備をはじめとした対応を行います。</li></ul>

事業	通学路の危険箇所への対応
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>尾張旭市通学路交通安全プログラム*</u>に基づき、継続的に通学路の安全を確保するため、毎年小中学校の通学路状況を把握し、<u>通学路安全点検を実施して、通学路安全対策の検討・実施・効果把握・改善及び充実を図ります。</u></li><li>・ 児童生徒が安全に登下校できるように、防犯や防災などの観点からも危険がある箇所を的確に把握し、その改善を図ります。</li></ul>

尾張旭市通学路交通安全プログラム：教育委員会と関係機関が連携して、小中学校の通学路の安全確保に向けた取組のこと。

### 第3節 総合的な教育連携の推進

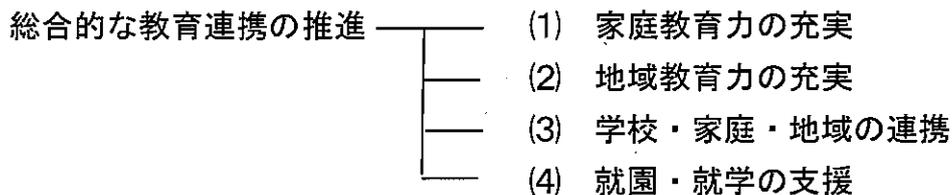
#### 〔現状〕

- 家庭教育は、家族とのふれあいを通し、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。しかしながら、核家族化等の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、過度な個人重視の風潮を招き、また、社会の子育てへの関わりが希薄化したことなどから、家庭の教育力が低下したとされています。
- こうした中、本市では、子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消や子育て力の向上のため、子育て支援センターの設置を行うとともに家庭教育のあり方を考え、見直すきっかけとなるよう、子どもを持つ保護者に対して、家庭教育学級を展開しています。また、特に思春期の子を持つ親の不安軽減を図るため、思春期家庭教育学級による講座を開催しています。
- 教育等の機関同士の連携では、小学校区内の保育園と小学校や保育園と中学校の連携により、園児と児童の交流や、中学生による保育園での体験学習が行われています。さらに、昨今では市内の県立旭野高校との交流も行われています。
- その他、学校教育においては、子どもたちの教育がより効果的に行われるよう、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、「ホリデースクール\*」、「おやじのチカラ\*」などの事業が展開されています。加えて、PTA活動やスクールガードなどの学校ボランティアの方々が、学校運営を地域から積極的に支えてくださっています。
- 一方、共稼ぎ家庭の増加などにより、放課後や長期休業中、子どもたちが安心して自由に活動できる場が重要となっています。そのため、各小学校区に公設の児童クラブを設置し、運営を行うとともに、民間学童クラブへの支援を行っています。また、地域全体で子育てを支援することができるよう、各小学校区に公設の児童館を設置、運営を行っており、児童館こどもまつりなどの行事には、地域活動団体や小中学生などがボランティアとして参加しています。
- 高等教育機関との連携に関しては、現在、小中学校や地域と連携した活動を行うことができるよう、金城学院大学、名古屋産業大学・名古屋経営短期大学、愛知県立大学及び岐阜聖徳学園大学と連携に関する協定を結んでいます。
- 加えて本市では、家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため、各種手当の支給を行うとともに経済面の支援として、私立幼稚園や小中学校に通う子どもたちの保護者に対し必要により、就園、就学費用や私立学校へ通う子どもを持つ保護者へ補助を交付しています。

ホリデースクール：学校が休となる日に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安心して活動できる場を提供すること。

おやじのチカラ：男性保護者を中心に設立されたグループ活動。小学校区毎に「おやじのチカラ」、「ととクラブ」などの名称で学校を支援するための活動を行っている。

### 〔計画の体系〕



### 〔課題〕

- 核家族化の進展等により家庭内だけでは解決しにくい悩みや不安、負担感を感じる保護者が増加しており、同様の思いを持った保護者が相互に情報交換や相談を行うことができる場の提供や支援のための講座等の開設が求められています。
- 放課後児童健全育成を行うため、公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行う必要があります。また、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について見直し、検討する必要があります。
- 「あそびを通して子どもの育ちを援助」、「子育て家庭の支援」、「地域ぐるみで子育て活動の推進」の基本方針に基づき、子どもを取り巻く環境の変化に対応した児童館運営の充実が求められています。
- 新しい公共ともいべき学校支援ボランティア制度の充実や、地域ぐるみで子どもの健全な育成、子育てができるよう児童クラブ、児童館活動などの充実が求められています。
- 幼児期の子育て、教育に関する制度の過渡期であることから、今後の子ども・子育てに関する国の施策の方向性について、注視する必要があります。
- 地域の力を学校教育に生かすため、学校支援ボランティア制度のより幅広い活用を進めるとともに、人材を募集するための登録制度の周知を図る必要があります。
- 地域の様々な人々が学校を支援するとともに、学校が地域コミュニティの中心になるという、時代の変化を踏まえた新たな学校の姿を構築していく必要があります。
- 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との包括的な連携協定に基づき、今後の事業展開を検討する必要があります。
- 就学が経済的に困難と認められる世帯が増加しており、支援が必要な対象者への申請勧奨をわかりやすく行うことが求められています。

〔基本事業〕

(1) 家庭教育力の充実

(方針)

- 家庭での教育のあり方や、思春期の子どもの健全育成について学習する場を提供します。
- 子育て相談や子育て情報の提供など、各種子育て支援を行います。

〔個別事業〕

事業	家庭教育学級の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育のあり方について考えを見直す機会を設け、家庭内だけでは解決しにくい問題に対して相互に助け合うことができるよう、「家庭教育学級」を開設し、家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に行います。</li> <li>・ 各学級単位で自ら企画した家庭教育に関する講演、実習などを開催するとともに、各学級の代表者による連絡会などを通して、学級間の情報交換等を行います。</li> </ul>

事業	思春期家庭教育学級の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 思春期の子を持つ親に対し、思春期の特徴や子どもの心と体の変化を学習する機会と家庭での教育のあり方を考えてもらうため、大学教授等専門家による講座を開催します。</li> </ul>

事業	子育て支援の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児やしつけ、養育、非行など家庭内での子育てに関する相談を行う「こども・子育て相談」をさらに周知させ充実を図ります。</li> <li>・ 子育て家庭の孤立を防ぎ育児不安の解消や子育て力向上の支援を行うため、子育て支援センター※事業として、子育てサロン、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育て講習会等を実施します。</li> <li>・ 市民相互により子育てを応援するファミリーサポートセンター※の充実を図ります。</li> <li>・ こどもの発達センターにおいて、子どもの発達に関する専門相談、個別支援手帳の配布、親子支援教室の開催、研修等を実施します。</li> </ul>

子育て支援センター：乳幼児とその保護者が、好きな時間に自由に来て、いっしょに好きな遊びを楽しんだり、子どもや保護者同士の仲間づくりをする事ができるような遊び場の提供と支援活動を行う場所のこと。

ファミリーサポートセンター：子育て支援の輪を作り、安心して暮らせることができるような環境づくりを目的として、子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する会員組織のこと。

事業	子育て支援の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>尾張旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育てに関する施策の充実に取り組みます。</li> </ul>

## (2) 地域教育力の充実

### (方針)

- 児童生徒がより良い環境のなかで教育を受けることができるよう、地域の方々が学校をサポートする学校支援ボランティアの活動を促します。
- 共働き家庭などの留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、児童クラブの運営の充実や民間学童クラブへの支援を行います。
- 児童の健全な育成を図るため、地域ぐるみで子育て家庭を支援できる活動を児童館で実施します。
- 青少年の健全な育成を図るため、子どもたちを見守り、育てる取り組みを自主的に行っている団体等と少年センターが連携し、青少年の健全育成と非行防止の事業を進めます。

### 〔個別事業〕

事業	学校支援ボランティアの活用
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T Aや地域の方々による環境整備や読み聞かせ、授業の補助、ゲストティーチャー*など、多種多様なボランティア活動を活用し、教育活動の質の向上を図ります。</li> <li>学校支援ボランティア登録制度により、教職員OBなど様々な知識や能力を有する人材を各小中学校に派遣します。</li> <li>様々なことを体験的に学ぶ機会として、地域の力を活用したホリデースクールや夏季教室などの実施を検討します。</li> </ul>

事業	放課後児童対策の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童健全育成を行うため公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行うとともに、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について検討します。</li> </ul>

ゲストティーチャー：地域の方々に、それぞれが持っている技能を生かし、講師として指導を行ってもらうこと。

事業	児童館活動の充実
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「健全な遊びを通じた援助」、「子育て家庭の支援」、「地域ぐるみで子育て活動の推進」の基本方針に基づき、子どもを取り巻く環境の変化に対応した児童館活動の充実を図ります。</li> <li>・ みらい子育てネットを始めとする各種ボランティア団体や近隣の高等学校や大学の協力を得て、「こどもまつり」や「もちつき会」等の地域交流事業の充実を図ります。</li> </ul>

事業	青少年の健全育成活動の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもたちを見守り、育てる取り組みを自主的に行っている団体の活動を広く市民に知らせます。</li> <li>・ 「中学生の居場所づくり」、「中学生との関わりを持つこと」を目標とした事業を実施し、中学生同士及び地域の大人との交流事業の充実を図ります。</li> <li>・ 標語やポスターの表彰、身近な問題をテーマとした意見発表や、学校、地域から推薦された善行青少年の表彰を行い、青少年の健全育成と非行防止の事業の充実を図ります。</li> </ul>

### (3) 学校・家庭・地域の連携

(方針)

- 幼稚園・保育園から小学校へ円滑に接続できるよう、連携を図ります。また、子ども子育てに関する国の施策の動向に十分に配慮します。
- 地域に根差した学校づくりを行い、児童生徒が積極的に地域の活動に参加できるようにします。
- 本市のまちづくりに貢献してもらえよう、県立旭野高等学校との連携を深めます。
- 特別支援学級に在籍している児童生徒が、個々の教育ニーズに応じた教育を受けることができるよう、金城学院大学と連携し特別支援教育の支援を行います。
- 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との「包括的連携協力に関する協定」に基づき、両大学が持つ知的資源・物的資源を活かし、まちづくりや地域活性化に資する具体的な取り組みを検討し、実施します。
- 愛知県立大学及び岐阜聖徳学園大学とそれぞれ連携し、教育活動の活性化及び学生の資質向上となる取り組みを実施します。

〔個別事業〕

事業	幼稚園・保育園と小学校との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校就学後の継続的な指導のため、幼稚園・保育園より小学校に送付される「幼稚園幼児指導要録」及び「保育所児童保育要録」を、子どもの育ちを支え、子どもの理解を助けるものとして活用します。</li> </ul>

事業	認定こども園 <sup>※</sup> に関する情報提供
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園に対して、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「認定こども園」に関する情報提供を行います。</li> </ul>

事業	地域に根差した学校づくり
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が市民祭など市のイベントや地域の行事などに積極的に係わることにより、児童生徒が、社会の一員であることの自覚を促すとともに、意識の向上を図ります。</li> <li>・ 保護者やスクールガード、少年センター、警察等と協力して見守り活動を実施し、児童生徒の登下校時の交通安全・防犯上の安全確保を行います。</li> <li>・ 学校敷地内の環境整備や図書館整理など地域ボランティアの協力のもと学校運営の充実を図ります。</li> <li>・ 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる<u>地域学校支援推進事業</u>を、各小学校区で「あさひスマイルコミュニティ<sup>※</sup>」として実施します。</li> </ul>

事業	旭野高等学校との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の中で開催される市イベントへの関わりや、市立保育園や児童館における活動において、旭野高等学校との連携を深めます。</li> </ul>

事業	金城学院大学との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金城学院大学と特別支援教育に関する協定を締結し、大学院生を特別教育支援員として各小中学校に派遣し、児童・生徒の支援を行います。</li> </ul>

認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が認定した施設のこと。  
 あさひスマイルコミュニティ：尾張旭市版コミュニティ・スクールの名称。学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としたもの。

事業	名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習講座などの取り組みの実績を踏まえ、両大学の教授陣の専門知識を生かした生涯学習・公開講座等の企画、運営のさらなる充実を図ります。</li> <li>・ 地域活動の場を提供する市事業への大学生の参加について、さらなる充実を図ります。</li> <li>・ 図書館施設の開放による相互利用の促進を図ります。</li> <li>・ 各課等で実施する事業での、両大学と連携した取り組みの検討を行います。</li> </ul>

事業	愛知県立大学及び岐阜聖徳学園大学との連携
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>愛知県立大学と連携し、教育活動の支援を行うボランティア学生又はインターンシップの受け入れを行うことにより、本市の教育活動の活性化を図ります。</u></li> <li>・ <u>岐阜聖徳学園大学と連携し、小中学校の教職員に対する資質向上研修を実施するほか、本市の教育の充実を図ります。</u></li> </ul>

#### (4) 就園・就学の支援

(方針)

- 私立幼稚園への補助を行うことで、幼児教育の推進を図り、次世代を担う子どもたちの育成を図ります。
- 経済的な理由で義務教育への就学が困難な世帯が無いよう、就学援助制度の周知を徹底し、支援を行っていきます。
- 子育て家庭に対し児童手当などを支給し経済的な支援を行います。
- 私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等に対して助成を行います。

〔個別事業〕

事業	私立幼稚園の振興
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の動向を注視しつつ、私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園し市内に住所を有する園児の保護者に対し授業料等を減免する場合に補助を行います。</li> <li>・ 尾張旭市内で私立幼稚園を開園している設置者に対し、子どもたちの健全育成に資する事業を実施する場合に、補助を行います。</li> </ul>

事業	就学援助の推進
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。</li> <li>・ 特別支援学級に就学する児童生徒に対し、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します</li> </ul>

事業	子育て家庭の支援
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てを行っている世帯の生活安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、国・県の動向に合わせ、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、遺児就学手当、特別児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金の支給を行います。</li> </ul>

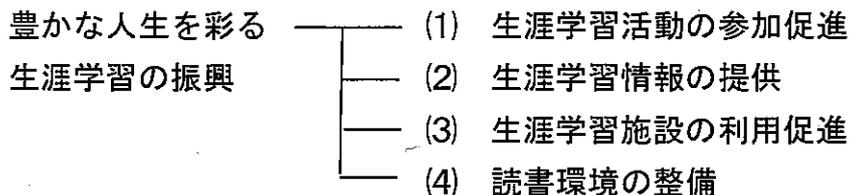
事業	<u>私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等の支援</u>
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等に対して助成を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。</u></li> </ul>

#### 第4節 豊かな人生を彩る生涯学習の振興

##### 〔現状〕

- 社会の成熟化とともに人々は、心の豊かさを求めるようになり、生涯にわたって、自らの自発的な意思により学習活動を行う人が増えています。
- そして、これまでは、行政が各種の講座などを展開することにより、こうした生涯学習活動の多くを支えてきましたが、近年では、放送、通信分野の事業者や民間事業者、大学など幅広い主体が、市民の学習の機会や場を提供するようになってきています。
- 本市では、こうした生涯学習活動の拠点として中央公民館を始め、地区公民館、図書館などの施設を設置し、市民の教養を高め、また、趣味の活動を促すとともに、各種講座や事業に係る情報の提供を行っています。
- 公民館では、生涯学習を活発化するため、市民の手による尾張旭市民塾「あさびーなび」の開催や各種同好会・サークルなどに学習活動の発表の場を提供し、こうした活動を支援しています。
- また、スカイワードあさひには、この地域では貴重な高性能の太陽専用望遠鏡と口径50cmの反射望遠鏡を備えた天体観測室があり、定期的に太陽観望会、親子天体観測教室などを開催しています。
- 一方、図書館では、幼い頃から読書に親しむことができるよう「尾張旭市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、地域と連携し、子どもの読書活動を推進しています。また、生涯学習活動の拠点として、日常生活の課題解決、調査・研究、教養、娯楽に資することができるよう、様々な資料を提供し、年々その来館者数、貸出点数、予約・リクエスト件数は増加しています。
- こうした多様な活動を行っている各生涯学習施設ですが、現在では、施設の老朽化に伴い、適宜適切な改修を必要としており、また、図書館においては、施設が手狭となり蔵書の収容が困難となってきています。

### 〔計画の体系〕



### 〔課題〕

- 民間や大学などで実施される教養講座などが様々に行われている中で、市民の生涯学習のきっかけづくりとなるような講座の開講や、社会人としての経験や生涯学習活動などを通して取得した知識経験を地域へ還元できるような取り組みの充実が求められています。
- 生涯学習へのきっかけづくりとして、行政のみならず民間や大学などが実施している生涯学習の講座や教室の情報を可能な限り集約し、市民に提供するとともに、個々の市民ニーズにあった講座等を紹介できるようにすることが求められています。
- 地域の教育力の向上を図るため、公民館等の利用状況などを検証し、より地域に開かれた施設となるようそのあり方を市民の意見を聞きながら検討する必要があります。
- 生涯学習施設の多くが建設から30年以上経過し、施設の長寿命化やバリアフリー化などに適切に対応していくことが求められています。
- 図書館では、開館当時と比べ、図書館に対する市民ニーズが多様化しており、基本的な閲覧、蔵書スペースの絶対的な不足への対応とともに、ボランティア活動や様々な情報提供の場、専門スタッフの確保など、その運営について検討する必要があります。

## 〔基本事業〕

### (1) 生涯学習活動の参加促進

(方針)

- 民間等の行う生涯学習事業とすみ分けをしながら、子どもから大人まで、市民一人一人がいつでもどこでも学べる環境づくりを目指します。

### 〔個別事業〕

事業	学習機会の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民の多様な学習意欲に応じるため多種多様な講座を開催します。</li><li>・ 高齢者が、健康で生き生きとした人生を送り、時代にあった課題にも対応できるよう学習メニューを検討します。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 専門の講師から教わるだけの講座から、受講生が講座終了後も研鑽を重ね、学んだことを講師としてほかの人にも教えたり、ボランティアとして講座の企画、運営にも参画したりするなど、社会還元型のシステムづくりを推進します。</li></ul></li><li>・ 地域のニーズに応じた講座の開催に努め、地元住民を講師に積極的に活用するなど、地域で求められる事業の展開を図ります。</li></ul>

### (2) 生涯学習情報の提供

(方針)

- 行政が開催する講座などのほか、民間の行っている講座なども含めて情報の収集、整理、提供を行うとともに、相談体制を整備します。

### 〔個別事業〕

事業	学習情報の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民によりわかりやすく生涯学習情報を提供するため、市や各種団体主催の教室・講座・イベント等の情報を一元化し、情報提供を行います。</li><li>・ 民間施設や大学等が行っている生涯学習情報を収集し、必要な方に必要な情報を提供できるようにします。</li><li>・ 地区公民館ごとに、事業内容やサークル紹介、地域行事などを地域に周知、紹介ができるよう、情報提供を行います。</li></ul>

事業	相談体制の整備
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習を始めるきっかけづくりや学習活動を促進するため、学びを求める人や提供したい人に学習情報、指導者、学習グループの紹介などの相談を行います。</li> </ul>

### (3) 生涯学習施設の利用促進

(方針)

- 地域に開かれ、地域に根差した生涯学習施設となるよう、施設の運営方法の見直し、改善を図り、生涯学習施設を拠点として地域づくりのための人材の育成が図られるよう事業を展開します。
- 利用者が安心して施設を利用できるよう、常日頃から施設の状況を把握し、適切な対応に努め、備品等を含め施設の長寿命化に向けた改修等を計画的、効率的に実施します。

〔個別事業〕

事業	地域に開かれた公民館を目指す事業の展開
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区公民館職員を校区担当職員として併任し、自治会をはじめとする各種地域団体に積極的に関わることで、地域の状況や課題の把握に努め、地域づくりのアドバイザーとして、活動の支援や行政と地域との関係づくりに努めます。</li> <li>人づくり・まちづくりの場である公民館では、地域住民の経験やキャリアを積極的に活用し、ともに学び、ともに教えながら住民が一体となって、地域の活性化を図れるよう、施設の活用を促進します。</li> </ul>

事業	安心・快適な利用ができる施設づくり
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者が安心して、快適に使えるよう、常日頃から施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。また、利用者からの声に耳を傾け、より使いやすい施設への改善に努めます。</li> <li>スカイワードあさひ天体観測室の望遠鏡をはじめ、生涯学習施設に必要な備品の更新を行います。</li> </ul>

#### (4) 読書環境の整備

(方針)

- 図書館資料の充実を図り、資料の提供のみならず、調査・研究の援助、読書相談の充実を図ります。
- 図書館利用の促進を図るとともに、市民の読書奨励を図ります。
- 施設の充実を図り、市民が満足できる図書館サービスを実施します。

〔個別事業〕

事業	資料の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びデータベース等の資料を適切に選定し、かつ計画的に受け入れます。</li><li>・ 利用者の調査、研究の支援及び読書相談等のレファレンスサービスを適切に行うことができるよう職員の育成を行います。</li><li>・ 朝見武彦文庫として整備を進めてきた健康に関する資料の適切な管理を行います。</li><li>・ 愛知医科大学及び近隣3市（瀬戸市、日進市、長久手市）と連携し、医学・健康情報の発信に努めます。</li></ul>

事業	読書の奨励
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子ども読書活動推進計画に基づき、幼い頃から読書に親しむため、読み聞かせ等の活動を推進します。</li><li>・ 読書の奨励と図書館の利用促進を図るため、特集コーナーの設置や各種催し物を開催します。</li></ul>

事業	図書館施設の充実・整備
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民にとって必要かつ十分な資料提供ができるよう、書架の配置、スペースの有効利用に努めます。</li><li>・ 快適に館内にて過ごせるよう施設の維持、整備に努めます。</li><li>・ 駐車場や配架スペースなど図書館に関する様々な課題があり、その他運営の面も含めて、今後の図書施設のあり方について検討します。</li></ul>

## 第5節 心の豊かさを感じる文化の継承と振興

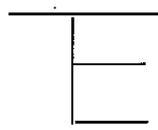
### 〔現状〕

- 文化は、地域に住む私たち市民共有の社会的な財産であり、市民の心の豊かさを育み、地域のつながりや地域意識の醸成に寄与するものです。その内容は、棒の手やざい踊りなどの民俗芸能や地域の伝統行事であったり、茶道、華道、書道などの伝統文化や音楽、絵画などの芸術であったり、また囲碁、将棋などの娯楽の分野など、大変多岐にわたっています。
- 本市では、平成19年度に尾張旭市文化振興計画（平成20年度～平成29年度）を定め、文化を通して、生活の向上につなげていけるような様々な取り組みを行っています。文化振興計画は当面の間延長し、文化振興に取り組んでいます。
- 現在、本市に残されている文化財のうち、愛知県指定の文化財が1件、市指定の文化財が13件、国の登録有形文化財が2件あり、その他にも史跡・文化財等があり、その保存と活用に努めています。
- 特に人づてに古くから郷土に伝わってきた伝統文化については、その価値を市民共有のものとして後世に伝えていく必要がありますが、現在、その担い手の高齢化が進んでいます。そのため、無形民俗文化財保存団体の活動を支援するなど、若い方々が伝統文化を知り後継者となっただけのようにその継承と育成に努めています。
- また、本市の史跡めぐりなどで活躍していただいているガイドボランティアの方々については、その活動を支援し、本市の歴史や文化に対する市民の理解を深めるよう、取り組みを行っています。
- さらには、古い民具や古文書、考古資料等を収集し、保存活用するとともに、文化財の保護、保全、文化の継承などの支援・育成を目的に「文化振興基金」を創設し、市民や企業等に協力を求めています。
- 一方、文化芸術活動に対する市民要望に幅広く応え、その活動を促進するため、市内の文化団体等によって構成されている「尾張旭市文化協会」の活動を支援しています。
- こうした中で、昭和56年に開設した文化会館は、単に劇場としての機能だけではなく、より一層、文化芸術に携わる市民の活動を支えるための機能が求められるようになってきました。
- こうした多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に施設の管理運営を行うため、文化芸術活動の拠点である尾張旭市文化会館に、平成19年度から民間の能力やノウハウを活用できる指定管理者制度<sup>※</sup>を導入しています。なお、文化会館については、平成28年度に文化会館長期修繕計画を策定し、この計画をもとに適正な修繕を実施しています。

指定管理者制度：民間事業者等が、公の施設の管理運営を行うことで、民間のノウハウやアイデアを活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的とした制度のこと。

〔計画の体系〕

心の豊かさを感じる  
文化の継承と振興



- (1) 文化財、伝統文化の保存と継承
- (2) 地域文化活動団体の育成
- (3) 芸術文化活動の環境整備

〔課題〕

- 無形民俗文化財を継承している団体の中には、後継者不足等により、活動が停滞ぎみの団体もあり、その継承者の育成が求められています。
- 指定文化財、市民から寄贈された資料、市誌編さん作業を通して収集した資料等を適切に管理するとともに、活用を図るための取り組みが必要です。
- 文化芸術活動の普及促進のため、文化協会加盟団体間の連携強化を図るとともに、活動の活性化が必要です。
- 文化会館については、長期修繕計画（平成28年度）に基づき平成30年度に天井耐震化工事を含む大規模な改修を行い、引き続き文化芸術活動の拠点施設としてふさわしい施設として必要な維持管理を適切に実施する必要があります。

〔基本事業〕

(1) 文化財、伝統文化の保存と継承

(方針)

- 無形民俗文化財の保存活動を支援し、次世代の担い手の育成を目指します。
- 史跡・文化財の保存活動を継続して行い、未来に継承するとともに、市民共有の財産であることを認識し、積極的な活用を図ります。

〔個別事業〕

事業	無形民俗文化財の継承
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市指定の無形民俗文化財を保護するとともに後継者の育成を行うため、保存会の指導、支援を行います。</li> </ul>

事業	伝統文化や郷土の歴史の保存と公開
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に残る史跡や文化財、市民から寄贈された民具や市内から発掘された貴重な埋蔵文化財など歴史的に価値のある資料等に対する保護意識の高揚を図ります。</li> <li>・ 無形民俗文化財保存団体やボランティア団体の活動、文化財の見学情報等をホームページで公開するなど、伝統文化に触れることのできる機会の創出に努めます。</li> <li>・ ホームページ上で、歴史民俗資料などの検索や鑑賞をすることができるデジタルミュージアム*の構築を進めます。</li> </ul>

(2) 地域文化活動団体の育成

(方針)

- 文化芸術活動に対する市民要望に幅広く応えることができるよう、地域の文化芸術団体が加盟する尾張旭市文化協会を支援します。

〔個別事業〕

事業	地域文化活動団体の育成
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域文化芸術活動の担い手である文化協会の活動に必要な支援を行います。</li> </ul>

デジタルミュージアム：文化財の所在や特徴、イベント、文化事業の情報を一元化し、また保有する美術品や歴史資料、建物や無形文化財等をはじめとした資源をデジタル化して、ホームページ上で誰もが情報の検索や収集、鑑賞できる仕組みのこと。

### (3) 芸術文化活動の環境整備

#### (方針)

- 市民の芸術文化活動の発表と鑑賞の機会の充実を図ります。
- 効率的で質の高いサービスの提供を行うため、指定管理者制度を継続して活用します。
- 文化芸術活動の拠点である文化会館の適切な維持管理に努めます。

#### 〔個別事業〕

事業	文化活動を行うための場の提供
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民の文化活動の目標として、日頃の成果を発表し、鑑賞できる「市民文化祭」の充実を図ります。</li><li>・ 市民が身近な施設で、気軽に作品を発表、鑑賞できるよう、市内公共施設のギャラリー化を進めます。</li><li>・ <u>文化会館長期修繕計画に基づき改修を進めるとともに、芸術文化の振興を図るため、拠点施設である文化会館の活性化に努めます。</u></li></ul>

事業	指定管理者制度の活用
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 文化会館の管理・運営に指定管理者制度を活用してきた経験を生かし、必要な改善を図りながら、引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービス提供を行います。</li></ul>

事業	文化会館の適切な維持管理
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めます</li></ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画的に文化会館の改修を行うとともに、緊急的な不具合が発生した場合は、施設の利用に不都合がないよう対応します。</li></ul>

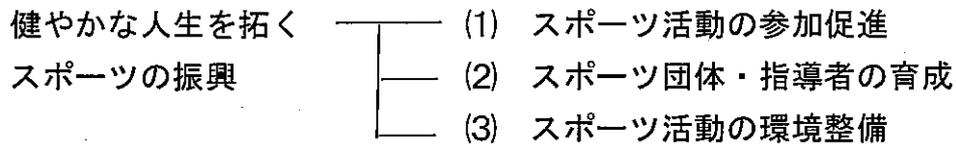
## 第6節 健やかな人生を拓くスポーツの振興

### 〔現状〕

- 人生80年時代を迎え、私たちの関心は、日々健康で暮らし、生涯を通し健やかな人生を送ることに向けられています。
- 本市では、平成16年に健康都市宣言を行い、スポーツの分野においても、市民が気軽に体を動かすためのきっかけづくりとして、運動を通して健康づくりができるよう様々な取り組みを行っており、体育施設の利用者数からみた愛好者は、近年、延べ40万人近くで推移しています。
- こうした中で、平成19年に西中校区を中心に「スポーツクラブあさびー西」を発足させました。この組織は、文部科学省の定めたスポーツ振興基本計画に基づくもので、総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>に位置づけられるものです。当初は西中校区を対象としていたものですが、平成22年には市全域を対象とした「スポーツクラブあさびー」とし、子どもから高齢者まで多世代が、様々なスポーツを継続して行う土壌が整備されつつあります。このため、本市ではこの活動のPRや活動場所の確保など必要な支援を行っています。
- また、スポーツ活動の機会確保では、市民がスポーツに親しみ、競技力の向上と生きがい・健康づくりに取り組むことができるよう、尾張旭市体育協会が中心となって市民誰もが参加できる市民体育大会を開催しています。
- 体育協会では、この体育大会のほかスポーツの普及を図るため、スポーツ指導者の確保や育成を進めています。こうした活動は、スポーツの振興に大きく資することから、体育協会の体制の自立化、経営の安定化に向けた組織の支援を行っています。
- 一方、施設管理においては、民間の能力やノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するとともに運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入しています。
- このように施設管理に係るサービス向上や効率化のための取り組みを行っています。しかし、現在の総合体育館やテニスコート、プール等の多くは、昭和50年代に整備されたものであり、経年による老朽化が進んでいるため、随時必要な改修を行っているところです。

総合型地域スポーツクラブ：誰もが身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多職種、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

〔計画の体系〕



〔課題〕

- レクリエーション、ニュースポーツ\*の普及によるスポーツ活動参加へのきっかけづくりが求められるとともに、各種指導者の育成、スポーツ教室やスポーツ大会への参加者を増加させるなど、スポーツ愛好家の底辺の拡大が求められています。
- 誰もがその適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう、必要な配慮をしつつ推進していくことが求められています。
- 活動場所や指導者を確保することにより、総合型地域スポーツクラブの自主的・主体的な運営を進めることが必要です。
- スポーツ団体間の連携を図り、スポーツ活動の普及促進を図るために、体育協会の体制の自立化、経営の安定化が必須となっています。
- 老朽化した体育施設については、民間や広域的施設の配置などを考慮しつつ、現施設の利用状況や管理のコストなどを明示して、本市としてあるべき施設の整備を検討する必要があります。

ニュースポーツ：新しく考案されたり、古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを、比較的取り組みやすく変形・改良したりした軽スポーツを総称したもの。

〔基本事業〕

(1) スポーツ活動の参加促進

(方針)

- ニュースポーツ体験会や教室等を開催し、スポーツを行うきっかけづくりを行います。
- 競技力の向上を目指して、スポーツ大会を開催します。

〔個別事業〕

事業	レクリエーション、ニュースポーツの普及
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツを行うきっかけをつくるため、ニュースポーツ体験会、ウォーキング大会等を開催します。</li> <li>・ スポーツ推進員を各種団体へ派遣し、スポーツの実技の指導等を行います。</li> </ul>

事業	市民体育大会の開催
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より充実した体育大会を開催するため、大会の運営をスポーツ団体である尾張旭市体育協会に委託します。</li> </ul>

事業	健康づくり事業の継続
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウォーキングや、ラジオ体操等、市民が健康づくりを始めるきっかけをつくり、日常的に、気軽にスポーツにふれあう事業を行います。</li> </ul>

## (2) スポーツ団体・指導者の育成

(方針)

- スポーツ活動の普及を図るため、スポーツ団体の経済的支援を継続します。
- 総合型地域スポーツクラブの活動に必要な支援を継続します。

〔個別事業〕

事業	体育協会への継続的な支援
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 競技力向上、健全なアマチュアスポーツの普及を図るために体育協会が実施する事業に対し補助を行い、だれでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを目指します。</li><li>・ 体育協会へ指導者の育成を委託し、指導者の確保を進めます。</li></ul>

事業	総合型地域スポーツクラブの充実
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域住民が身近にスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブの自主的・主体的な事業運営の定着に向けてPR活動や活動場所の確保などの支援を行います。</li><li>・ 総合型地域スポーツクラブ「スポーツクラブあさびー」の事業運営に係る支援を行います。</li></ul>

### (3) スポーツ活動の環境整備

#### (方針)

- 体育施設の現状や利用率を把握し、スポーツ活動に必要な施設の確保に努めます。
- 効率的で質の高いサービスの提供を行うため、指定管理者制度を継続して活用します。
- 施設の安全性、利便性を高めるため、体育施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽施設の改修に際してはあるべき姿を模索し、計画的な更新を図ります。

#### 〔個別事業〕

事業	学校体育施設の開放の継続
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の空き時間帯を利用した、一般利用者への貸し出し業務を引き続き行います。</li></ul>

事業	指定管理者制度の活用
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体育施設の管理・運営に指定管理者制度を活用してきた経験を生かし、必要な改善を図りながら、引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービスの提供を行います。</li><li>・ 体育施設以外で運動施設を有している、東部市民センターなどとの連携を図り、当該施設のスポーツ活動の情報を提供します。</li></ul>

事業	体育施設の適切な維持管理
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討します。</li><li>・ 緊急的な不具合が発生した場合は、施設の利用に不都合がないよう対応します。</li></ul>

資料編

用語解説

## 用語解説(五十音順)

用 語	解 説
I C T (P15)	Information and Communication Technology「情報通信技術」の略であり、情報関連技術とその活用を目指すこと。
A L T (P15)	Assistant Language Teacher「外国語指導助手」の略であり、児童生徒の英語発音や国際理解教育の充実を目的に小中学校に派遣される者。
<u>あさひスマイルコミュニティー (P26)</u>	<u>尾張旭市版コミュニティ・スクールの名称。学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をねらいとし、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的としたもの。</u>
おやじのチカラ (P22)	男性保護者を中心に設立されたグループ活動。小学校区毎に「おやじのチカラ」、「ととクラブ」などの名称で学校を支援するための活動を行っている。
学校生活指導補助員 (P17)	発達障がい等、個々の配慮を必要とする子どもたちへの学習や生活面での適切な指導・支援について、個々の学習を充実させるとともに、学級全体の指導が十分行われるように配置された者。
尾張旭市通学路交通安全プログラム (P20)	教育委員会と関係機関が連携して、小中学校の通学路の安全確保に向けた取組のこと。
キャリア教育 (P12)	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと。
グランドデザイン (P18)	学校の教育目標・方針・理念に向かって取り組んでいこうとする教育活動と学校経営の全体構想図であり、各校の特色などをわかりやすく1枚の図にしたもの。
ゲストティーチャー (P24)	地域の方々に、それぞれが持っている技能を生かし、講師として指導を行ってもらうこと。
心のアドバイザー (P4)	発達障がい等に関する相談に対応するために必要な専門的な知識と経験を有する者のこと。
子育て支援センター (P23)	乳幼児とその保護者が、好きな時間に自由に来て、いっしょに好きな遊びを楽しんだり、子どもや保護者同士の仲間づくりをする事ができるような遊び場の提供と支援活動を行う場所のこと。
こどもの発達センター (P12)	心身の発達に遅れや心配のある子どもの早期発見と発達支援を目指し、保護者の子育ての不安解消や、今後の成長に合わせた適切な関わりを行う場所のこと。

用語	解説
指定管理者制度 (P34)	民間事業者等が、公の施設の管理運営を行うことで、民間のノウハウやアイデアを活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的とした制度のこと。
情報モラル (P15)	インターネットや携帯電話などの普及に伴い、非常に多くの情報に接することができる情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度のこと。
少人数指導授業 (P12)	学級を2つ以上の学習集団に分けたり、複数の教員が1つの学級を指導したりする授業のこと。
食育 (P11)	様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
スクールカウンセラー (P4)	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることができる、臨床心理士のこと。
スクールソーシャルワーカー (P5)	<u>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う者。</u>
総合型地域スポーツクラブ (P50)	誰もが身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
総合的な学習の時間 (P16)	変化の激しいこれからの社会に対応できるよう、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力など、生きる力を育てることをねらいとするもの。
地産地消 (P11)	地域で生産された様々な食材をその地域で消費すること。本市では、地元食材であるプチベールを使用した「尾張旭風ポトフ」や、イチジクを使用した「いちじくタルト」を提供するなど、取り組みを進めている。
通級指導教室 (P17)	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じた指導を行うための教室のこと。
適応指導教室 (P17)	学校不適応児童生徒の増加とその態様の多様化に対応し、その個々の状態に応じた指導を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育て、学校生活への復帰を図ることを目的に設置された教室のこと。
デジタルミュージアム (P36)	文化財の所在や特徴、イベント、文化事業の情報を一元化し、また保有する美術品や歴史資料、建物や無形文化財等をはじめとした資源をデジタル化して、市のホームページ上で、誰もが情報の検索や収集、鑑賞できる仕組みのこと。

用 語	解 説
特色ある学校づくり (P12)	各校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や地域の実態を踏まえて、創意工夫を凝らした学校づくりを実施すること。
特別支援教育 (P17)	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。
ニュースポーツ (P39)	新しく考案されたり、古くから諸外国で伝統的に行われてきたスポーツを、比較的取り組みやすく変形・改良したりした軽スポーツを総称したもの。
認定こども園 (P26)	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が認定した施設のこと。
ネイティブスピーカー (P15)	ある言語を母国語として話す人のこと。ここでは、英語を母国語とする人。
ハザードマップ (P16)	災害による被害を予測し、危険箇所を地図上に表したもの。
ファミリーサポートセンター (P23)	子育て支援の輪を作り、安心して暮らせることができるような環境づくりを目的として、子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する会員組織のこと。
ホリデースクール (P22)	学校が休みとなる日に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安心して活動できる場を提供すること。
メンタルフレンド (P4)	家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、話し相手になったり、一緒に遊んだりなどしてくれる人を各家庭に派遣する制度のこと。

尾張旭市教育振興基本計画（改訂版）

発行：尾張旭市教育委員会

編集：尾張旭市教育委員会 教育行政課

電話 0561-53-2111

電子メール [kyoiku@city.owariasahi.lg.jp](mailto:kyoiku@city.owariasahi.lg.jp)

○

○

尾張旭市教育振興基本計画改訂版（案）に対する意見と教育委員会の考え方

1 意見募集期間

平成30年11月1日（木）から30日（金）まで

2 意見の数

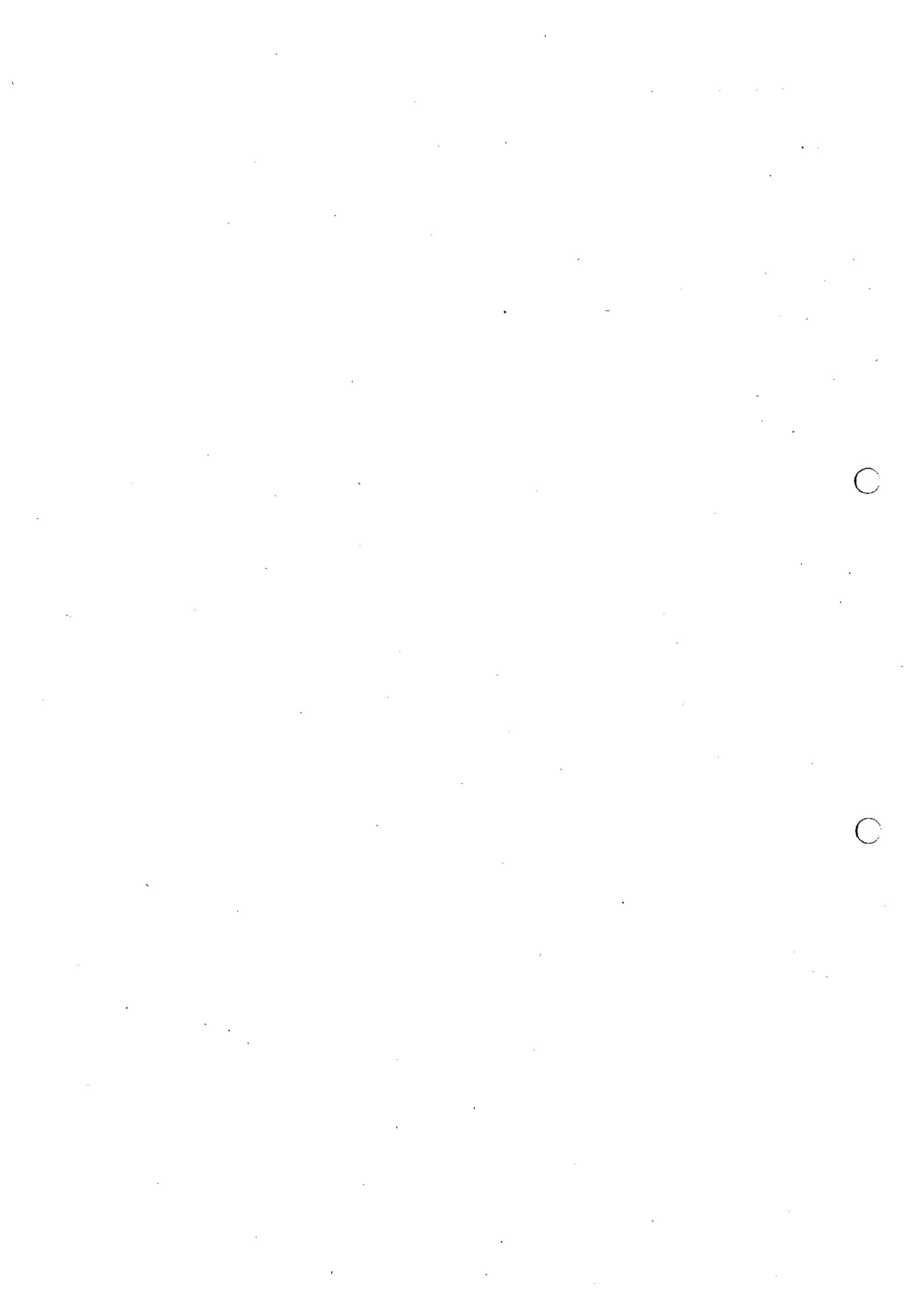
1名4件

3 意見の内容と教育委員会の考え方

	御意見の概要	教育委員会の考え方
1	資料の提供。蔵書能力の数値を設定すべきである。	蔵書能力の数値などは個別計画で設定するものと考えていますので、本計画での設定は考えておりません。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	サービスの特徴を明記すべきである。朝見文庫は結構だが、レファレンスや読書相談に対応する態勢は用意されているのか。医師法その他の医療法規に抵触しないか。人員確保は用意されているか。司書の増員では足りない。愛知医大のバックアップはどこまで可能か。公立陶生病院との調整はどうなっているか明記すべきである。	図書館職員は、利用者からの資料に関する問い合わせや、調査・研究に必要な資料を提供できるよう今後も努めていきます。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
3	カフェ型図書館が話題になっているが、市民の図書館を充実させるべきだ。日本型の読書週間を育むことに留意すべきである。	本市の図書館の良さを確認しながら、利用者が読書に親しむことができるよう検討しています。 いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
4	図書館職員に関係法規を良く学ばせること。	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

4 その他

本計画の改訂に関連しない質問2件については、省略します。



第18号議案

平成31年度教育委員会当初予算案に関する意見の申出について  
尾張旭市教育委員会事務委任規則第3条第1項第9号の規定に基づき、委員  
会の意見を求める。

平成30年12月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河村 晋

提案理由

この案を提出するのは、平成31年度当初予算案を調整するため必要がある  
からである。



## 教育委員会歳入歳出予算

### 【歳入】

(単位 千円)

款	項	目	平成31年度 予算要求額 A	平成30年度 当初予算額 B	比較増減	
					差額(A-B)	A/B(%)
13 使用料 及び手数料	1 使用料	8 教育使用料	23,468	23,422	46	100.2
14 国庫支出金	2 国庫補助金	6 教育費国庫補助金	191,383	404,758	△ 213,375	47.3
15 県支出金	2 県補助金	7 教育費県補助金	3,968	7,596	△ 3,628	52.2
	3 県委託金	6 教育費委託金	119	255	△ 136	46.7
16 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入	553	570	△ 17	97.0
		2 利子及び配当金	1	1	0	100.0
17 寄附金	1 寄附金	1 寄附金	509	509	0	100.0
20 諸収入	5 雑入	1 雑入	367,063	374,998	△ 7,935	97.9
21 市債	1 市債	3 教育債	287,300	1,120,000	△ 832,700	25.7
計			874,364	1,932,109	△ 1,057,745	45.3

### 【歳出】

(単位 千円)

款	項	目	平成31年度 予算要求額 A	平成30年度 当初予算額 B	比較増減		
					差額(A-B)	A/B(%)	
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	2,451	2,439	12	100.5	
		2 事務局費	487,726	466,495	21,231	104.6	
		3 教育振興費	124,689	128,887	△ 4,198	96.7	
	2 小学校費	1 学校管理費	314,289	659,042	△ 344,753	47.7	
		2 教育振興費	109,039	108,007	1,032	101.0	
	3 中学校費	1 学校管理費	635,964	109,559	526,405	580.5	
		2 教育振興費	69,793	70,697	△ 904	98.7	
	4 給食以外費	1 給食以外費	594,629	595,119	△ 490	99.9	
	5 社会教育費	1 社会教育総務費	12,333	12,545	△ 212	98.3	
		2 社会教育振興費	5,448	4,043	1,405	134.8	
		3 公民館費	102,898	92,499	10,399	111.2	
		4 図書館費	50,374	46,680	3,694	107.9	
		5 文化財保護費	11,753	12,347	△ 594	95.2	
		6 文化会館費	70,643	1,470,420	△ 1,399,777	4.8	
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	10,364	10,426	△ 62	99.4	
		2 体育施設管理費	89,555	84,888	4,667	105.5	
	計			2,691,948	3,874,093	△ 1,182,145	69.5

## 教育委員会歳入歳出予算（課別）

### 【歳入】

単位（千円）

区 分	平成31年度 予算要求額	平成30年度 当初予算額	比較増減
教育行政課	483,212	248,196	235,016
学校給食センター	362,737	370,496	△ 7,759
生涯学習課	20,886	21,181	△ 295
図書館	175	174	1
文化スポーツ課	7,354	1,292,062	△ 1,284,708
合 計	874,364	1,932,109	△ 1,057,745

### 【歳出】

単位（千円）

区 分	平成31年度 予算要求額	平成30年度 当初予算額	比較増減
教育行政課	1,743,951 (1,341,773)	1,545,126 (1,148,053)	198,825 (193,720)
学校給食センター	594,629 (564,073)	595,119 (563,906)	△ 490 (167)
生涯学習課	113,564	103,403	10,161
図書館	50,374	46,680	3,694
文化スポーツ課	189,430	1,583,765	△ 1,394,335
合 計	2,691,948 (2,259,214)	3,874,093 (3,445,807)	△ 1,182,145 (△ 1,186,593)

※ （ ）内は、人件費を除いた金額。

教育行政課

平成31年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
21-0101	いじめ・不登校対策推進事業	いじめ問題専門委員会を設置し、いじめ問題に関する調査研究や対策協議、いじめ重大事態が発生した場合の調査を行う。 いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関が連携・協力する。 いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめ・不登校の実態把握及び指導支援事業を展開する。 いじめ・不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的知識をもつスクールソーシャルワーカーを各中学校区に1名配置し、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援をする。 いじめ・不登校対策及び発達障がい等の諸問題に対応するため、心のアドバイザー3人を教育研究室に配置し、相談業務を実施する。 小中学校における不登校の未然防止・早期対応策として、児童生徒が悩み等を気軽に話せる心の教室相談員を各小中学校に1人配置する。 ※県派遣のスクールカウンセラーが小学校3校に1人、各中学校に1人配置されている。	—	15,345	15,423	△ 78
21-0102	適応指導教室(つくしんぼ学級)運営事業	適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の支援事業を行う。	平成10年度～	696	663	33
21-0201	学校体育・部活動推進事業(小学校)	小学校の部活動等における外部講師の派遣等を実施し、支援する。	—	950	950	0
21-0202	学校体育・部活動推進事業(中学校)	中学校の部活動等における部活動指導員、外部講師を派遣する。また、より充実した部活動が実施できるよう大会参加費、自動車借上料の支援を行う。	—	6,418	6,404	14
21-0203	児童健康安全管理事業(小学校)	各種検査等を実施して、児童の健康管理に努める。児童に対して災害共済給付を行う。	—	41,661	41,910	△ 249
21-0204	生徒健康安全管理事業(中学校)	各種検査等を実施して、生徒の健康管理に努める。生徒に対して災害共済給付を行う。	—	18,232	18,219	13
21-0205	学校体育支援事業	児童生徒の体力向上を図ると共に、活動意欲を高めるために競技会等を行う。	—	1,279	1,269	10
21-0206	児童生徒健康安全管理事業	市学校保健会に学校保健事業を委託し、小中学校における学校保健の研究、調査並びに普及充実を図る。	—	4,349	4,394	△ 45

教育行政課

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
21-0902	中学生海外研修事業	中学生を海外で研修させ、外国の自然や生活、文化の違い等を直接体験させ、幅広い視野と国際感覚を育むことを目的とした事業を実施する。	平成3年度～	3,878	3,878	0
21-0903	就学児童・生徒調査事業	学齢簿、就学通知書等、児童・生徒に係る就学事務処理を行う。	—	946	934	12
21-0904	小学校入学・卒業報償事業	入学時に黄色帽子等を配布して交通安全啓発をするとともに、入学を祝う。また卒業時には記念品を配布して卒業を祝う。	—	2,300	2,200	100
21-0905	中学校卒業報償事業	卒業時に記念品を配布して卒業を祝う。	—	365	356	9
21-0908	学校指導事務	・学校の組織編制、教育課程、学習指導、生活指導、進路指導に関する事務 ・県費負担教職員に関する人事事務	平成16年度～	11,559	16,415	△ 4,856
22-0101	学習支援事業(小学校)	・小学生へ副読本を購入し配布する。 ・社会見学に利用するバスを借上げる。 ・環境、福祉・健康、情報、国際理解等教科を越えた探求学習において、多種多様な講師を招いて体験や関わりを豊かにした学習を行う。 ・外国語活動の時間にALTを派遣する。	—	22,023	19,588	2,435
22-0102	学習支援事業(中学校)	・中学生へ副読本を購入し配布する。 ・環境、福祉・健康、情報、国際理解等教科を越えた探求学習において、多種多様な講師を招いて体験や関わりを豊かにした学習を行う。 ・外国語料の授業にALTを派遣する。	—	5,498	6,334	△ 836
22-0201	少人数指導授業推進事業	基礎学力の定着に向け少人数指導を活用する。	平成19年度～	16,783	16,626	157
22-0202	特別支援教育支援事業	・児童生徒の適正な就学及び教育支援を図るため委員会を開催する。 ・特別支援学級の交流事業を実施し、特別支援教育の支援を図る。	—	24,991	29,580	△ 4,589
22-0203	学校生活支援員等派遣事業	学校生活において障がい等により支援を必要とする児童生徒数の増加及び障害種が多様化等を背景に、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、生活支援員等を学校に派遣する。	平成17年度～	28,549	26,050	2,499
22-0301	特色ある学校づくり推進事業	地域や児童生徒の実態を踏まえた各学校の創意工夫を生かした教育活動を展開する。	—	1,376	1,222	154

教育行政課

事務事業 コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
22-0401	教職員研修・研究推進事業	教職員を対象により効果的かつ実践的な指導方法等の研修を行う。また、教職員の自主研修を奨励するほか、教育論文の募集や発表を行う。 教職員に教師用教科書、指導書を配布する。	—	・教員の授業力向上を目的に授業力向上指導者を各校に派遣する。 ・現職研修会に委託し研修を実施 ・教師用教科書、指導書を配付	11,659	14,442	△ 2,783
22-0402	教職員健康管理事業	教職員の健康の維持増進を図る。	—	・教職員の健康診断を実施 ・医師による教職員の健康相談事業を実施 ・旭中、東中、西中に産業医を配置 ・教職員を対象にストレスチェックを実施	4,878	4,385	493
22-0501	教育ネットワーク整備事業	教育委員会事務局と各小中学校とを結ぶネットワークを維持管理する。	平成16年度～	市教育委員会と学校間のネットワーク及び校務支援システムの整備を図る。	49,228	49,047	181
22-0502	情報化教育環境整備事業(小学校)	各小学校において、インターネット等情報化教育の向上とその環境整備に努める。	平成12年度～	パソコン等の情報機器を借り上げ、小学校の情報化教育の向上を図る。学習指導要領の改訂に対応するため、可動式PCを各校40台の整備を図る。	41,081	37,048	4,033
22-0503	情報化教育環境整備事業(中学校)	各中学校において、インターネット等情報化教育の向上とその環境整備に努める。	平成12年度～	パソコン等の情報機器を借り上げ、中学校の情報化教育の向上を図る。学習指導要領の改訂に対応するため、可動式PCを各校40台の整備を図る。	18,139	12,348	5,791
22-0504	小学校用務・給食配膳事業	小学校の学校用務、給食配膳を行う。	—	給食配膳員及び用務員の賃金等の経費	18,871	20,201	△ 1,330
22-0505	中学校用務・給食配膳事業	中学校の学校用務、給食配膳を行う。	—	給食配膳員及び用務員の賃金等の経費	3,650	4,049	△ 399
22-0506	小学校施設保守修繕事業	各種設備の保守点検を実施する等、安全で快適な教育環境の実現のため施設維持管理を行う。	—	小学校の施設維持管理に必要な保守点検委託料、施設修繕料等の経費	53,137	47,267	5,870
22-0507	小学校施設整備事業	良好な教育環境及び安全で安心な学校生活を送れるように、施設・設備の整備を行う。	—	・小学校施設・設備の改修整備を行う。 ・茨川小学校トイレ改修工事 ・旭小学校エレベーター改修工事	105,740	458,140	△ 352,400
22-0508	小学校施設維持運営事業	小学校の維持管理及び運営を行い、快適な教育環境を維持する。	—	小学校の運営に必要な消耗品費、光熱水費、電話料等の経費	85,036	84,132	904
22-0509	中学校施設保守修繕事業	各種設備の保守点検を実施する等、安全で快適な教育環境の実現のため施設維持管理を行う。	—	中学校の施設維持管理に必要な保守点検委託料、施設修繕料等の経費	26,764	22,207	4,557
22-0510	中学校施設整備事業	良好な教育環境及び安全で安心な学校生活を送れるように、施設・設備の整備を行う。	—	・中学校施設・設備の改修整備を行う。 ・旭中学校大規模改造工事	528,840	17,900	510,940
22-0511	中学校施設維持運営事業	中学校の維持管理及び運営を行い、快適な教育環境を維持する。	—	中学校の運営に必要な消耗品費、光熱水費、電話料等の経費	46,411	45,495	916
22-0512	小学校教材備品整備事業	快適な教育環境のため、教材整備を行う。	—	理科教育等振興備品(3校)、図書、楽器(3校)を購入する。	7,140	7,140	0
22-0513	小学校校用備品整備事業	快適な教育環境のため、校用備品の整備を行う。	—	・AEDを借り上げる。 ・学校用備品を購入する。 ・児童用机椅子を購入する。 ・丁合機を購入する。	10,424	12,254	△ 1,830

教育行政課

事務事業 コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
22-0514	中学校教材備品整備事業	快適な教育環境のため、教材整備を行う。	—	理科教育等振興備品(1枝)、図書、楽器(1枝)を購入する。	4,300	4,300	0
22-0515	中学校校用備品整備事業	快適な教育環境のため、校用備品の整備を行う。	—	・AEDを借り上げる。 ・学校用備品を購入する。 ・生徒用机椅子を購入する。 ・丁合機を購入する。 ・旭中大規模改造工事で整備するメディアルームに置く備品を購入する。	12,160	7,560	4,600
23-0301	学校地域連携事業	地域住民の学校運営に参画する仕組みとして、地域と学校とが一体となった教育の推進を図る。各小学校を中心として、校区ごとに募集した地域ボランティアのスクールガードと協力し、児童の登下校時の安全確保を図る。各小学校区で地域学校支援推進事業を実施	—	・学校評議員を各校3から5人に委嘱 ・スクールガード活動用のベスト、腕章、帽子、横断旗等必要な資材を購入 ・全小学校区で地域学校支援推進事業(コミュニティスクール)を実施。 ・ボランティア保険の加入	2,984	2,574	410
23-0303	地域学校協働活動推進事業	家庭の事情等により、学習が遅れている中高生を対象に自主学習スタイルによる学習支援事業を実施する。	—	市内で活動する社会教育団体等に学習支援の実施を委託する。	3,600	4,059	△ 459
23-0402	小学校児童就学援助事業	経済的な理由により就学困難な児童の保護者を対象に、学用品費や給食費等を支給し、就学援助に努める。	—	経済的に困窮している児童の保護者に就学援助を行う。	34,965	36,219	△ 1,254
23-0403	中学校生徒就学援助事業	経済的な理由により就学困難な生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費等を支給し、就学援助に努める。	—	経済的に困窮している生徒の保護者に就学援助を行う。	31,102	31,206	△ 104
23-0404	私立学校修学援助事業	私立学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、その学業に必要な資金を支給することにより保護者負担を軽減し、教育の機会均等を図る。	—	私立学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、所得に応じた補助を行う。	8,200	8,200	0
29-0901	教育委員会運営事業	合議制の執行機関として、地方教育行政の適正かつ円滑な運営を確保する。	—	教育委員会の運営に伴う、委員報酬、旅費、交際費等の経費	2,451	2,439	12
29-0905	教育委員会所管施設設計監理事業	教育委員会の所管施設の設計及び監理事業	—	教育委員会の所管施設(小中学校分も含む)の設計及び監理委託の経費 ・教育委員会施設保全計画作成委託	22,400	1,200	21,200
99-0801	教育行政庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	—	・教育行政課の庶務事務に伴う、消耗品費、燃料費等の経費	1,241	1,652	△ 411
99-0803	教育研究室庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	—	教育研究室での庶務事務経費	174	174	0
計					1,341,773	1,148,053	193,720

学校給食センター

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
21-0301	学校給食センター事業	多様なメニューの給食の提供や食品管理など民間のノウハウを活用して効率的な運営を図るため、調理・配送業務を専門業者に委託する。 学校と連携し、アレルギーのある児童生徒の状況を確認、検討のうえ、卵、乳のアレルギー対応給食を提供する。 外部講師による食育講座の開催、地元野菜農家とのふれあい給食の実施、その他学校及び委託業者と連携を図り食育事業を進める。	平成22年度～	安全で栄養バランスのとれた給食を継続的に提供する。調理業務等委託業者の専門的な知識・技術を活用し業務の効率化を図る。 学校と連携し卵、乳のアレルギー対応給食を提供する。 学校及び委託業者と連携を図り食育事業を進める。 老朽化している給食配送車の更新を進める。	490,740	488,551	2,189
21-0302	学校給食センター維持管理事業	安全で安心な学校給食を定期的及び安定的に提供するため、施設や設備機器の監視点検及び修繕を実施する。	平成25年度～	安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、施設や設備機器の監視点検及び修繕を実施する。 調理機器等の経年劣化による故障を防ぐため、食缶洗浄機等のオーバーホールを実施する。	73,333	75,355	△ 2,022
計					564,073	563,906	167

## 生涯学習課

## 平成31年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
23-0101	家庭教育・地域教育推進事業	講座・教室・イベント等を通じて、家庭教育・地域教育への理解を深めるとともに、子育ての仲間づくりや地域づくりを行う。	—	1,400	1,407	△ 7
23-0901	社会教育委員設置事業	地域における社会教育に関する諸課題に取り組み、社会教育行政に広く意見を反映させるため、社会教育委員を設置する。	—	422	463	△ 41
24-0102	社会教育団体等支援事業(生涯学習課)	社会教育の振興を図るため、社会教育団体の自主性を尊重し、活動に必要な援助を行う。	—	560	630	△ 70
24-0103	成人大学講座開催事業	大学の教授などを講師に迎え、専門知識や一般教養を深めることを目的とした講座を開催する。	—	900	900	0
24-0104	公民館講座開催事業	市民の多様な学習需要に対応した各種の講座を開催する。	—	4,417	4,776	△ 359
24-0107	高齢者教室開催事業	60歳以上の高齢者を対象に教養、健康、趣味など日常生活での生きがいを見出すための教室を開催する。	—	570	595	△ 25
24-0108	新成人の集い開催事業	20歳を迎えた新成人を祝い、成人としてまた将来の担い手としての自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動がとれるように願い、新成人の集いを開催する。	—	2,919	2,875	44
24-0110	生涯学習フェスティバル開催事業	日ごろの学習活動の発表の場を提供するとともに生涯学習の啓発と参加を促すため生涯学習フェスティバルを開催する。	—	642	642	0
24-0112	地区公民館作品展等開催事業	自主活動団体が、日頃の活動成果を発表する場として、作品展等を開催し、自主活動の活性化を図る。	—	72	72	0
24-0202	生涯学習情報提供事業	講師や学習の仲間、学習の機会を探している市民に、情報を提供する「教授リスト」及び「団体リスト」、「生涯学習案内冊子」を作成し配布する。	—	17	32	△ 15
24-0203	社会教育主事育成事業	教育委員会事務局に社会教育主事を置くため、資格取得者を確保する。	—	0	100	△ 100
24-0302	公民館維持管理事業	公民館の施設の施設環境整備を図り、市民が快適に学習できるように施設管理に努める。	—	93,483	81,718	11,765
24-0305	天体観測事業	天体観測室の維持管理を行い、市民に宇宙への興味を深めてもらう天体観測事業を行う。	—	2,054	2,100	△ 46

※ 事務事業コードの網掛けは、実施計画事業

生涯学習課

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
71-0102	公民館利用者協議会支援事業	公民館の利用促進や地域社会の振興を目的に、公民館利用団体で組織する利用者協議会に補助をするなど、地域活動を支援する。	—	利用者協議会に対し、1協議会当たり9万円以内の補助を行う。	650	650	0
99-0804	公民館庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	—	公民館庶務事務に伴う消耗品費、機器借上料、負担金等の経費	4,276	5,283	△ 1,007
99-0807	生涯学習課庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	—	生涯学習課庶務事務に伴う経費	1,182	1,160	22
計					113,564	103,403	10,161

図書館

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
24-0401	読書奨励事業	読書の推進と図書館の利用促進を図るため、各種事業を行う。	—	各種おはなし会や映画会等のほか、ボランティア養成講座及び読書奨励講座の開催、読書通帳の配布を行う。	570	592	△ 22
24-0402	図書館施設設備維持管理事業	来館者が安全で快適に図書館を利用できるよう、施設・設備の維持管理を図る。各保守業務の委託や修繕等を行う。	—	・館内清掃や空調機保守等の委託を行う。 ・平成31年6月末で清掃委託の長期継続契約が終了するため、契約金額を見直した。	7,701	6,522	1,179
24-0403	図書館資料提供事業	図書館資料の充実を図るため、新刊を中心とした図書や新聞、視聴覚資料を購入し、整備する。	—	・図書館資料を購入し、市民に提供する。 ・カウンター業務パソコンや閉架書庫の環境整備を行う。 ・図書館のあり方検討の一環としてアンケート調査を実施する。	30,331	28,029	2,302
99-0808	図書館庶務事務	所属内の庶務事務を行う。	—	臨時職員を雇用するほか、図書館の庶務事務に伴う需用費等の経費支出を行う。	11,772	11,537	235
計					50,374	46,680	3,694

## 平成31年度当初予算概要

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
25-0101	文化財保護審議会事業	屋敷旭市における文化財の保護について審議する。	—	文化財の保存及び活用に、委員会の諮問に答え、又は委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。	52	52	0
25-0103	無形民俗文化財保護育成事業	県・市指定の無形民俗文化財を保護するとともに後継者の育成を行うため、保存会の指導、支援を行う。	—	当市に伝わる無形民俗文化財について、保存会の活動を支援するとともに、後継者の育成を図り、次世代に継承する。	2,399	2,384	15
25-0105	史跡等保存公開事業	市内に残る歴史的に価値のある資料や史跡、文化財を保護、活用するため、市民へ積極的に公開することにより保護意識の高揚を図る。	—	史跡めぐりを春と秋に開催し、市民の史跡等文化財に対する理解を深めるとともに、史跡の適切な管理及び文化財の保護意識を高める。また、収集した収蔵品を適切に管理するとともに企画展を行い、文化財等に対する保護意識を醸成させる。	4,133	5,484	△ 1,351
25-0106	どうだん亭維持管理事業	どうだん亭の維持管理事業全般を行う。	—	教育文化施設「どうだん亭」を良好な状態に保全するため、管理の委託を行うとともに樹木の剪定や必要な修繕等を行う。 どうだん亭の一般公開を再開するため。	5,169	4,427	742
25-0202	社会教育団体等支援事業(文化スポーツ課)	市民に芸術文化の発表と鑑賞の場及び機会を提供することにより地域文化の関心を高める。また、文化振興を図るため、文化芸術に関する団体の自主性を尊重し、文化振興事業を委託する。	—	市の文化芸術を振興するため、市民文化祭の開催や、文化協会に文化振興事業(文化講座の開催・市民の芸術文化鑑賞・体験の機会と場の提供等)を委託し、文化芸術の普及及び振興を図る。	3,888	2,413	1,475
25-0301	文化会館維持管理事業	施設維持管理及び施設修繕等を行う。 (平成19年4月1日から指定管理者制度を導入)	—	文化会館の円滑な施設利用を確保し、管理運営を引き続き指定管理者が行う。(自主文化事業も指定管理者が企画)	70,643	47,216	23,427
25-0302	文化会館改修事業	老朽化した文化会館施設の改修工事を行う。	—	文化会館ホール天井を中心とした耐震化工事及び老朽化した設備の改修を行う。	0	1,423,204	△ 1,423,204
25-0901	文化振興計画推進事業	文化振興計画の進行管理を行う。重点事業の施策を行っていく。	—	市の文化の振興及び文化財の保護を図る財政的基盤を構築するため、文化振興基金の原資の充実を図り、基金の募金活動推進等を行う。	1,000	1,000	0
26-0101	市長杯争奪大会事業	市体育協会の主催するスポーツ大会に対して市長杯を交付する。	—	市長杯大会の表彰に伴う、記念品(レプリカ)・賞状を交付する。	131	121	10
26-0102	レクリエーションスポーツ運営事業	市民へのスポーツ普及のため、誰でも気軽にできるレクリエーションスポーツの体験会等を開催する。	—	各種レクリエーションスポーツ(ニューズスポーツ体験会、スポーツ推進委員の派遣、ウォーキングイベント、ラジオ体操講習会)を開催する。	372	372	0

文化スポーツ課

事務事業コード	事務事業名	事業の説明	事業年度	平成31年度の事業計画	平成31年度 予算要求額(千円)	平成30年度 当初予算額(千円)	比較増減(千円)
26-0104	市民体育大会運営事業	市民体育大会・ゴルフ大会・ジョギング大会について 体育協会に委託し事業を実施する。	—	平成31年度の事業計画 体育協会に委託し、市民体育大会・ゴルフ大会・ ジョギング大会を開催する。	3,630	3,630	0
26-0201	スポーツ推進委員事業	市民スポーツ普及のため、レクリエーションスポーツ やウォーキング等の事業を企画運営するとともに、 愛知県等で実施される研修会へ参加し委員の資質 向上を図る。	—	スポーツ推進委員会を開催し、事業の企画運 営を行う。また、スポーツ推進員を各種研修会 へ参加させ、資質向上を図る。	1,281	1,303	△ 22
26-0202	社会体育振興事業	スポーツ指導者育成及び青少年スポーツ指導等を体 育協会へ委託し実施する。 全国大会出場者へ激励費を交付する。	—	スポーツ指導者育成、少年スポーツ育成等に 関する事業を市体育協会へ委託し、社会体育 の振興を図る。 全国大会等へ出場する個人または団体に対し て、激励費を交付する。	2,610	2,660	△ 50
26-0203	体育協会支援事業	市民スポーツ普及のため、体育協会が実施する事 業に対して補助を行う。	—	アマチュアスポーツの普及を図るための各種 事業を実施する体育協会に対し補助を行う。	2,340	2,340	0
26-0301	学校体育施設開放事業	体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の 空き時間帯を利用して、一般利用者への貸出し業 務を行う。	—	小学校の体育施設は開放運営委員会におい て調整した利用者へ、中学校の体育施設は文 化スポーツ課または予約システムで予約した 一般利用者へ貸し出す。 予算増額理由は消費税率の引き上げ及び中 学校の開放管理業務委託料の人員費見直し のため。	8,267	8,205	62
26-0304	体育施設整備事業	施設改修工事等	—	体育施設の施設・設備の改修工事等を行うこ とにより、円滑な施設利用を確保し重大事故 の未然防止を図る。	1,900	1,900	0
26-0305	体育施設維持管理事業	施設維持管理及び施設修繕等を行う。 (体育施設は平成20年度から、市民プールは平成19 年度から指定管理者制度を導入)	—	総合体育館、城山体育施設、旭ヶ丘体育施 設、晴丘体育施設、南グラウンド、市民プールの 管理運営を指定管理者が行う。 市民プール広場、平子北グラウンド、平子町仮 設広場の整備、軽微な修繕を行う。 消費税率の引き上げによる指定管理料の見 直し及び施設修繕料に450万円分配分外を計 上しているため増額。	79,388	74,783	4,605
99-0810	文化スポーツ課庶務事務	文化スポーツ課に関する庶務事務を行う。	—	庶務事務を行う。 (平成30年度から文化振興係庶務事務及び体 育係庶務事務を統合した。)	2,227	2,271	△ 44
計					189,430	1,583,765	△ 1,394,335

# 教育委員行事予定表

(12/20～1/31)

月日	曜日	時間	場所	主管課	内 容	出席予定者				
						教 育 長	委 員	部 長	市 長	副 市 長
1/4	金	10:30	スカイワードあさひ	秘	新年賀詞交歓会	○	○	○	○	○
1/10	木	14:00	春日井市役所	教	愛日地方教育事務協議会	○	○			
1/11	金	13:50	ルブラ王山	教	愛知県都市教育長協議会総会及び研修会	○				
						大川委員のみ				
1/12	土	17:00	東急ホテル	健	尾張旭市歯科医師会新年会	○			○	
1/13	日	13:30	旭中学校体育館 東部市民センター 渋川福祉センター	生	新成人の集い	○	○	○	○	○
1/23	水	14:00	講堂(2)	教	定例教育委員会	○	○	○		
1/23	水	15:30	講堂(2)	教	教育委員会と市立小中学校校長との懇談会	○	○			
1/26	土	13:30	名古屋産業大学	少	尾張旭市青少年健全育成推進大会	○			○	
1/27	日	9:40	森林公園	文	第33回市民ジョギング大会開会式	○	○	○		

## <連絡事項>

12/17	月	10:00	スカイワードあさひ	芸術展「絵画部門」(～12/23)
1/5	土	8:30	愛知医科大学病院	文化協会愛知医科大学病院作品展「文芸・華道部門」(～1/31)
1/19	土	15:00	守山文化小劇場 ホール	尾張旭市民合唱団ニューイヤーコンサート
1/20	日	13:30	渋川福祉センター	新春ふるさとカルタ会

